

カンボジア西部カルダモン産地の地域史にみる 「禁忌の森」の伐採と焼畑休閒地の権利

石橋弘之*

Land-Use Transformation in a Highland Community in Western Cambodia: The Historical Context of Clearing “Forbidden Forest” and Rights to Fallow in a Cardamom Production Site

ISHIBASHI Hiroyuki*

Abstract

This article explores land-use transformation in a highland community in the Cardamom Mountains in western Cambodia, focusing not only on agricultural land used for subsistence but also on land used for producing a non-timber forest product, cardamom, as a commercial product. Taking account of the historical context in a cardamom production site, the article examines how people who lived in the highlands from the prewar period and migrants from the lowlands during the postwar period acquired agricultural land.

Forestland in the early 1990s was “forbidden forest”; since the prewar period there was a taboo against clearing forests that were used for cardamom production. Both highland people and migrants from the lowlands were aware of the taboo, and some of them avoided clearing the cardamom forest, where the land was most fertile. However, from the late 1990s onward cardamom forest was cleared. Internal factors to this were land rights, including rights to fallow, claimed within the community by early and late returnees and newcomers. External factors such as the construction of logging roads and a hydroelectric dam, the expansion of agricultural cash crops, and the privatization of land by outsiders became additional drivers that pushed people to clear the cardamom forest.

The trajectory of land-use transformation shows that forests were initially used for producing cardamom as a commercial product in the prewar period, later served a subsistence purpose for rice production, and then served a commercial purpose for cash crop production in the postwar period. The changes indicate that the land-use purpose did not simply change from subsistence to commercial in the highland community in the Cardamom Mountains, unlike in other highland communities in Cambodia.

Keywords: highland community, land rights, cardamom production site, forbidden forest, fallow, marketization

キーワード：山地世界, 土地権, カルダモン産地, 禁忌の森, 休閒地, 市場経済化

* 早稲田大学人間科学学術院：Faculty of Human Sciences, Waseda University, 2-579-15 Mikajima, Tokorozawa, Saitama 359-1192, Japan

e-mail: ishibashi_npo@aoni.waseda.jp; h_m_ishibashi@yahoo.co.jp

DOI: 10.20495/tak.59.1_146

I はじめに

I-1 内戦終息後のカンボジア山地世界

1990年代以降、カンボジアの歴史過程は、内戦からの復興の時代から、開発の時代へと移り変わり、市場経済化が進められてきた [小林 2011b]。そして、カンボジアの低地から山地へと開発が広がるなかで、山地に暮らす人々が、開発をどのように経験しているのかが問われるようになった [Bourdier 2009]。

カンボジアにおける山地の世界は、低地の世界とは異なる特徴をもつ。カンボジア中央部の低地にある政治経済の中心地にたいして、タイ、ベトナム、ラオスの国境と接する森林地域にカンボジアの山地は広がる。アンナン山脈南方の麓にあるカンボジア東部の山地から、カンボジア西部に広がるカルダモン山脈の山地には、低地に暮らす多数派民族クメールとは言語、生業、社会の異なる少数民族の人々が暮らしてきた [Padwe 2017]。

カンボジア北東部の山地を中心に、内戦終息後のカンボジア山地世界の動態に関する研究をレビューした論考 [ibid.: 136-140] によると、研究者の関心は、ポル・ポト政権下における山地の人々の経験を知ることから始まった。その後、市場経済が山地へ及ぶと、森林産物の商品化にともなう土地利用の変容へ関心が向かった。さらに、国家が主導する大規模なインフラ開発のもとで、山地に住む人々が土地を失うなかで、土地へのアクセスに研究者の関心は向かうようになった。そこでは、山地に住む人々のローカルな土地慣行とその権利を、政府が無視して開発を進めてきたこと [ibid.: 139]、山地に暮らす人々が焼畑の休閒地や精霊信仰の対象としてきた森林を、政府や企業が「無主の土地」とみなして商業伐採、農業開発の対象へと変えてきたことが指摘されている [ibid.; Ironside 2010: 13-14]。そして、北東部の山地で農業開発が進むなかで、少数民族の農地利用は、焼畑から常畑へ、自給米の生産から商品農作物の生産へと変容してきた [Ironside 2013; Padwe 2011; 2017: 134, 139-140]。カンボジア西部のカルダモン山脈にも、開発と市場経済の影響が押し寄せている。地元の人々が、自給米だけでなく、商品農作物を生産するようになった例、水力発電ダム開発の影響を受けて、土地を失った例が明らかにされている [石橋 2014]。

このようなカンボジア東部の山地と、カンボジア西部の山地におけるインフラ開発、商品農作物の普及にともなう土地利用の変化は、内戦終息後のカンボジア山地世界における市場経済化をあらわす共通の動向として理解することができる。いっぽうで、カンボジア北東部の土地利用の変化を論じたこれまでの研究は、少数民族の人々が、焼畑用地として自給米を生産してきた土地を主要な対象としており、それ以外の用途の土地が、内戦終息後の市場経済化を受けてどのように変化したのかは十分に検討されていない。

これにたいして、本稿はカルダモン山脈に暮らす少数民族の人々が、自給用の米を生産して

きた土地だけでなく、商用の森林産物を生産してきた土地も対象とする。それにより、内戦終息後のカンボジア山地世界における市場経済の浸透をより広い視野から分析する。具体的には、内戦前から交易品とされてきたカルダモンが分布する森とその周辺にある土地を対象に、内戦前に山地に住んだ人、そして内戦後に低地から移住した人、それぞれが農地を取得した歴史過程を検証する。そして、そこでの土地利用が単純に自給目的から商用目的へと変化したわけではないことを、カルダモン産地の土地利用慣行をふまえて明らかにする。その上で、内戦前から内戦後までのカンボジア西部の山地の地域史の文脈のなかで、どのような土地に権利が認められてきたのかを、カンボジア東部の山地の焼畑休閒地をめぐる土地権と比較して考察する。

I-2 内戦前のカルダモン産地の歴史的な文脈

カンボジア西部のカルダモン産地には、内戦前から森林産物を商品として生産してきた歴史的背景がある。18世紀後半から19世紀中頃までのカンボジアの帰属先をめぐるシャムとベトナムの戦争を経済面から検討した研究は、この戦争を、シャムとベトナムが、カンボジアを経由する交易ルートの主導権を争った紛争と捉えている [Rungswasdisab 1995]。そのなかでカンボジア西部は、そこで生産されたカルダモンをカンボジアとシャムの王権に貢納してきた地域であり、カルダモンを中国への輸出品としてきたカンボジアとシャムの王権が交易経路をめぐり争った地域として位置付けられている。そして19世紀後半以降の仏領植民地期には、カルダモン山脈に暮らす少数民族が地域の特産品としてカルダモンを年貢として支払いカンボジアの王権と社会経済関係をもっていたとされる [Forest 1980: 281-282]。さらに、19世紀末以降、中国から需要があったカルダモンに対して、仏領植民地行政が商品としての価値を見だし、栽培を奨励するなかで、カルダモン産地は拡大した [石橋 2010]。

こうした背景を念頭においたとき、カンボジア西部のカルダモン産地の土地利用慣行の特徴とその変容をとらえるには、内戦前からカルダモンを商品として生産してきた地域の歴史的な文脈をふまえた上で、内戦後の市場経済化にともない土地利用のあり方がどう変わったのかをみていくことが求められる。

I-3 ポル・ポト政権後のカルダモン山脈の土地利用

内戦終息後のカルダモン山脈に暮らす人々の土地利用の変化を知るには、カンボジアの低地農村とは異なる歴史過程のなかで、土地が取得されたことに留意する必要がある。

1979年以降、カンボジア中央部の低地農村では、ポル・ポト政権下の強制移住先からもとの村に戻った人々が、占有の慣行に基づいて農地を取得し稲作を再開してきた [天川 2001; 小林 2007]。これにたいして、1979年以降、内戦の戦場となったカルダモン山脈に人々が定住でき

るようになったのは、1990年代の内戦終息後からであった。そのなかで、カルダモン山脈の北西にあるポーサット州の山地には、1980年代から1990年代にかけて、クメールルージュが兵士とその家族を駐屯させて居住地を開いた。そして、2000年代以降は、土地を求めて低地から移住した人々が畑地を開くようになった。

1998年、クメールルージュ勢力下にあった地域は、カンボジア政府に統合された。そのなかで、ポーサット州の西部にあるヴィアルヴェーン郡では、元クメールルージュ兵士の定着が推進され、郡内の地元行政の承認のもとで、元クメールルージュ兵士とその家族が土地を取得した [Chann 2020: 267]。例えば、内戦終息後のヴィアルヴェーン郡における土地利用を、フロンティア形成の視点から検討したチャンは、内戦時に居住を始めた元クメールルージュ兵と、内戦後に低地から来た移住者のいずれもが、森林を「未利用の土地・放棄地」とみなしており、開発事業地での操業や保護地域の規制により土地利用が制約される一種の競合状態のなかで、土地を取得してきたことを論じている [Chann 2020]。

しかしながら、現在のヴィアルヴェーン郡は、遅くとも19世紀末には交易品とされていたカルダモンの産地となっており、20世紀初頭には少数民族の人々が暮らしていた地域である [石橋 2010]。それゆえ、ポーサット州ヴィアルヴェーン郡の土地利用の実態を知るには、内戦後だけではなく、内戦前からの歴史的背景を念頭におくことが求められる。そこで本稿は、内戦前からカルダモン産地に暮らしてきた少数民族チョーンの人々が多く居住するヴィアルヴェーン郡オーサオム区の土地利用の変容を紐解く。そして、チョーンの人々が内戦後に住み始めたオーサオム区の森林を「未利用の土地」と認識していたのかどうかを検討し、そこで土地を取得した経緯から、カルダモン産地における土地利用慣行の特徴を考察する。

オーサオム区には現在、内戦前から山地に暮らしていたチョーンの人々だけでなく、内戦後に低地から移住してきた人々も住む。チョーンの人々は、内戦の最中は、タイ国境や森の中など各地を移動する生活を送っていた [石橋 2014]。チョーンの人々が、定住して稲作を営み、自給米を生産するようになったのは、1990年代以降のことである。本稿は内戦前からオーサオム区の山地に住んでいた人々の土地利用を主な対象とし、低地からの移住者にかんしては必要に応じて部分的に触れる。¹⁾

I-4 カルダモン産地の農地をめぐる問い

内戦前までオーサオム区の山地に暮らした人々は、水田と焼畑での稲作、カルダモンをはじめとする森林産物の採取と交易を生業としてきた。カルダモン産地として知られてきたこの地域の土地利用は、カルダモンが分布する森の伐開を禁止する慣行と結びついていた。いっぽう、

1) 1990年代以降、低地からの移住者がヴィアルヴェーン郡で農地を取得した経緯は、星川ほか [2021] を参照されたい。

内戦終息直後に焼畑用地として陸稲作が行われていたオーサオム区の畑地は、その後に商品農作物の作付が普及するなかで常畑化が進んでいる。²⁾ それとともにカルダモンが生育する森の土地利用をめぐる状況も変わりつつある。

筆者は、これまでに内戦前から内戦後のカンボジアの歴史過程をふまえて、カルダモン産地の社会動態を、カルダモンの生産と販売 [石橋 2010]、食の自給 [石橋 2014]、精霊信仰と結びついた森林利用の慣行 [Ishibashi *et al.* 2015] の諸側面から考察してきた。

本稿では、内戦前から内戦後にかけての土地利用の変容に焦点を当てて、カルダモン産地のローカルな歴史的文脈のなかで、どのような土地に権利が認められてきたのかを、カルダモンが生育する森とその周辺の土地での農地取得の過程から考察する。以下で具体的に示すように、もともとオーサオム区の近隣に暮らしていた人々が内戦終息後に住み始めた土地は、必ずしも内戦前の出身村と同じ土地ではなかった。では、多様な背景をもち、内戦終息後の1990年代にオーサオム区で居住を始めた人々は、どのような過程を経て農地を取得したのか、その過程ではカルダモン産地に特有のものとしてあった慣行は意識されていたのか。水田と畑地では、農地取得の経緯に違いがあったのか。1990年代に人々が取得した農地の所有や利用は、2000年代から2010年代までの約10年間にどう変化したのか。以上の複数の問いを念頭に、本稿は、1990年代から2010年代前半のオーサオム区における内戦終息後の農地取得の過程を検証し、そこから浮かび上がる市場経済化のローカルな特徴を考察する。

資料は、オーサオム区に住む人々からの聞き取りの結果を主に用いる。³⁾ 内戦前の状況については、オーサオム区周辺での調査に基づく民族誌 [Martin 1997] を参照する。内戦終息直後の状況については2000年代初頭に、カルダモン山脈の保護地域で動植物の保全活動を始めたNGOがオーサオム区の森林利用、農業、生業を調べた社会経済調査の報告書 [Ironsides *et al.* 2002]などを参照する。

以下、第II章で調査地の概要を紹介する。次に、第III章で農地の立地の特徴を整理する。第IV章でカンボジア農山村における土地取得の慣行を概観した後、第V章でオーサオム区周辺の農地の所有と利用の概況を整理し、水田よりも畑地が利用されていたことを示す。そして、

2) 本稿で扱う「畑地」は、内戦終息直後には焼畑として利用された土地を主な対象としているが、その後は常畑化が進む土地もあることを考慮して次の通り表記する。焼畑と常畑の両方を含む用語として「畑地」と記し、作付期間と休閑期間を組み合わせた焼畑として土地が利用されていることを述べるさいは、その旨を記す。また、調査地での陸稲作は、耕作器具で土地を耕すやり方ではなく、棒で地面に穴を開けて種を蒔く形で行われてきた。一方で、近年は商品農作物を作付するために土地の耕作も行われている。以上をふまえ本稿は畑地での「耕作」を含む用語として「作付」を使用する。ただし、調査地での水稲作は水牛などを利用した土地の耕作も行われてきたことをふまえて、水田での耕作について述べる場合は、その旨を記す。

3) 現地調査は、2007年から2013年までにカンボジアを計8回訪問、26カ月滞在した間に行った。この間に、カルダモン山脈の各地を断続的に訪問して約12カ月間滞在し、オーサオム区には計10回訪問、176日間滞在した。

第VI章で畑地が取得された方法とその経緯を分析する。最後に、第VII章で考察と結論を述べる。

II 地域の概要

II-1 カルダモン山脈

カルダモン山脈は、カンボジア南西の海岸とトンレサープ湖西岸の間にある分水嶺である。カンボジア全土の面積が約18万1,000 km²あるのにたいして、カルダモン山脈の面積は約10,000 km²ある。標高は約300 mから約1,700 mに及び、カンボジアの最高峰アウラル山を含む [Momberg and Daltry 2000: 15–16]。

タイ湾と接する海岸から季節風が直接に吹き込む立地にあるため、カルダモン山脈の年間降雨量は最大で3,000 ミリから4,000 ミリに及び国内最大の降雨量を記録する。カルダモン山脈の地名の由来となったショウガ科植物カルダモンは雨が多い場所に育ち、地域の特産品とされてきた。

森林は南山麓と低地傾斜部では常緑林が卓越するほか、半落葉樹林、乾燥落葉樹林、松林、山地草原が分布する [Momberg *et al.* 1999: 8]。野生動物や植物の生態環境も多様なことから、カルダモン山脈の各地には、1990年代以降に設立された保護地域が隣接しあい、森林の保全活動も行われてきた。本稿で対象とするオーサオム区にも2002年に保護林が設立された [石橋 2010]。⁴⁾

II-2 言語と民族集団

カンボジアに暮らす人々は、2008年のセンサスによると総人口は約1,340万人であり、その9割以上が公用語のクメール語を母語とする [Cambodia, NISMP 2009]。

いっぽうで、カンボジア西方、タイ国境周辺に暮らしてきた人々は、オーストロアジア語族モン・クメール語系ペアル語派にあたる [Isara 2002]。ペアル語派の民族集団の総人口は1万人未満といわれている [Schliesinger 2011: 6]。

本稿が対象とする地域には、ペアル語派のうち、チョーン (*Chong*)、ポー／ペアル (*Poar/Pear*)⁵⁾ と呼ばれる集団が住む。チョーンは、ポーサット州とコックコン州に主に居住する。ポーは、バツタンバン州とポーサット州に居住し、ポーサット州では、チョーンとも居住域が重なる。いずれの集団も、1960年代までは、水田水稻作と焼畑陸稲作、カルダモン、樹脂、沈香、

4) オーサオム区周辺の保護林は、2002年から2016年3月まで農林水産省の森林局が管轄した。2016年4月からは環境省が管轄する。本稿は森林局の管轄下にあった時期を対象とする。

5) ポーサット州に住むポーの自称はサムレー (*Somre*) である。本稿はポーと表記した。

藤などの非木材森林産物の採取と交易、狩猟、漁を生業とした。また、上座仏教を受容し、精霊信仰と合わせた宗教活動を実践してきた。2000年代以降は、商品農作物の作付・販売、商店の経営、開発事業の賃労働に従事して収入を得る人もいる。

II-3 オーサオム区

調査地は、ポーサット州ヴィアルヴェーン郡オーサオム (*Ou Saom*) 区に位置する (図1)。オーサオム区は、州都から西約 103 km にあるヴィアルヴェーン郡の郡都プロマオイから南へ約 25 km に位置する。オーサオム区の中心地には郡都から延びる主要道路が東西に走り、そこから南に折れる道はカルダモンを産する森を通過してコッコン州の州境に続く。

オーサオム区の土地は、丘陵地と盆地に大きく分かれている (図2)。標高差でみると、丘陵地は海拔標高約 600 m にあり、標高約 560 m のところに盆地がある。丘陵地からみて盆地は、南東約 2~5 km 離れた場所にある。丘陵地には主要道路に沿って家屋が並んでおり、1990年頃より人が住み始めていた。盆地には2000年以降に内戦時の避難先から帰還した人々が住み始めた。

オーサオム区には4つの行政村がある。3つの行政村 (CL村、K村、OS村) は丘陵地に、もう1つの行政村 (KCR村) は盆地にある。丘陵地にある3行政村と、盆地の1行政村は、それぞれの立地に応じた集落名で呼ばれている。オーサオム区の人々は丘陵地の3行政村を総称してOS村と呼び、盆地の1行政村をVV村と呼ぶ。⁶⁾ これに従い、本稿では、丘陵地にある集落をOS村、盆地にある集落をVV村と表記する。この他に、OS村からコッコン州に向かう道路を南に進み、カルダモンの森を南端に抜けた先には、2000年以降に開拓された集落STC村があり、行政村上はCL村に含まれている。

2010年度の郡統計によると、オーサオム区の総人口は1,160人であり、278家族が住んでいた。そのうち240家族は、少数民族のチョーンであった。

OS村周辺の居住地は、内戦の前と後で場所が異なる。1960年代まで、OS村周辺にはチョーンの住む集落が4つあった (図3)。まず、現在のOS村から見て、南東約 15 km のルッセイチュルム川流域にあった旧RC区である。⁷⁾ 次に、OS村の南東約 5 km の盆地にあったVV村である。さらに、OS村の西約 5 km の丘陵地にはMP村があった。さらに、OS村の旧集落は、現在の場所から東約 1-3 km の丘陵地にあった。⁸⁾

6) 行政村のことをクメール語で「プーム」という。「プーム」という言葉は、カンボジア中央部の低地農村 [小林 2011a: 64-65]、カルダモン山脈の山村 [Martin 1997: 143-144]、いずれの地域でも、行政村を指すとともに、自然村としての集落を指す言葉としても使われてきた。本稿で主な対象とするのは集落である。行政村に言及する場合は、その旨を記す。

7) 旧RC区出身の人々は、現在のオーサオム区に住むほか、その南方のコッコン州トゥモバン郡にも住む。同郡には、内戦終息後に旧RC区出身の人々が移住したことを受けてRC区という名の区が設立された。本稿では旧RC区とRC区を区別して表記する。

8) 現在のOS村と区別して旧OS村と表記する。

石橋：カルダモン産地の地域史にみる「禁忌の森」の伐採と焼畑休閑地の権利

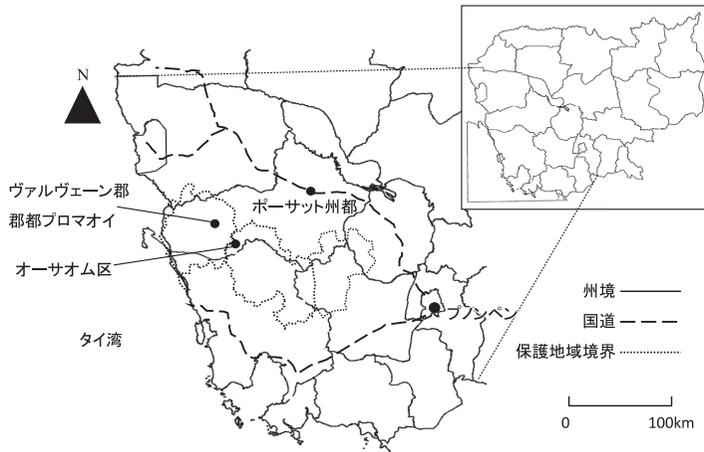


図 1-1 調査地の地図①

出所：筆者作成。

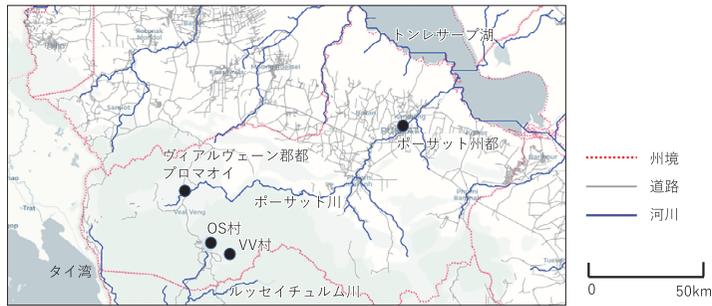


図 1-2 調査地の地図②

出所：<https://data.opendevlopmentmekong.net> をもとに筆者加筆。(最終閲覧日 2021 年 5 月 6 日)



図 1-3 調査地の地図③

出所：<https://data.opendevlopmentmekong.net> をもとに筆者加筆。(最終閲覧日 2021 年 5 月 6 日)

これらの集落のうち最初に開拓されたのは、ルッセイチュルム川流域の旧RC区（旧RC区）の集落といわれる。⁹⁾ 開拓は川の下流から始まり上流へと広がった。さらに、この川の流域から盆地のVV村へ、盆地から丘陵地のMP村へ、そして丘陵地の旧OS村へという順で開拓は進んだ。現在

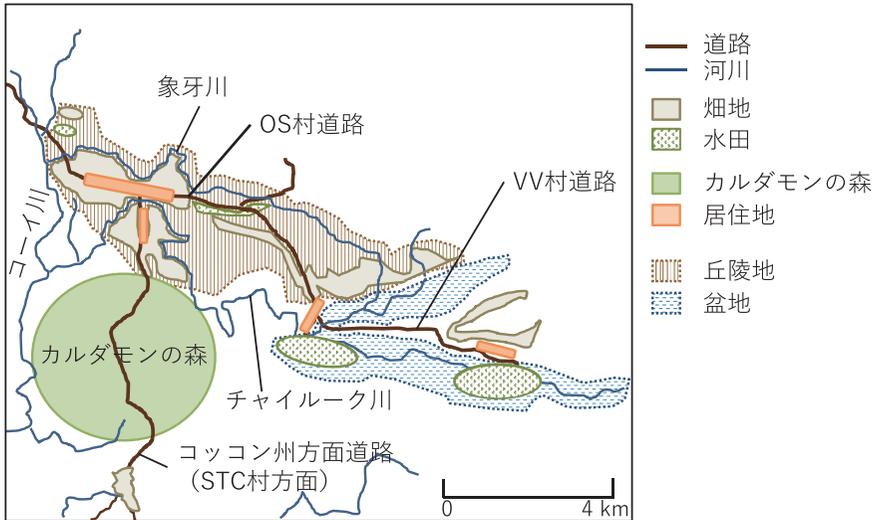


図2 オーサオム区の丘陵地と盆地

出所：現地調査および Ironside *et al.* [2002], Cambodia OCPFC [2007] をもとに筆者作成。

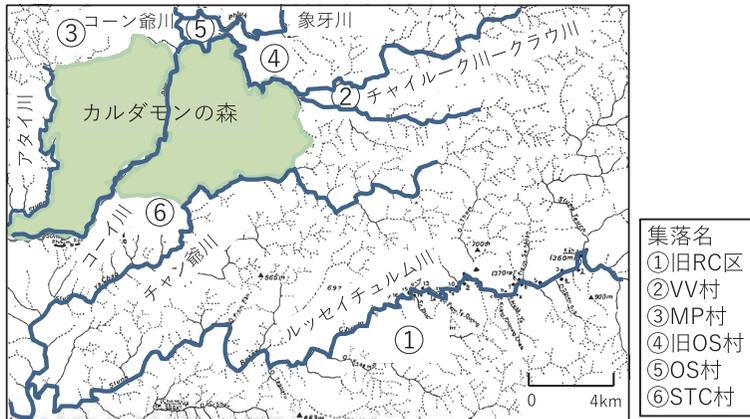


図3 オーサオム区周辺のカルダモンの森、河川、集落の立地

出所：Martin [1997: 88] をもとに筆者加筆。主要な河川は太線で図示した。

注：①～⑥の番号は集落が開拓された順番を表す。

カルダモンの森の分布は現地での聞き取りに基づいて、おおよその範囲を示した。

9) チョーンの祖先がいつ頃、旧RC区に集落を開拓したのか正確な年代は不明である。旧RC区を出身と

のOS村は、1990年代初頭に開拓された。以下、旧RC区から派生した集落を、旧RC区派生村と呼ぶことにする。

II-4 カルダモンが生育する森と河川

カルダモンが生育する森は「カルダモンの森 (*prei krâvanh*)」¹⁰⁾と地元住民に呼ばれる。オーサオム区の「カルダモンの森」は、コックコン州とポーサット州の州境に源流をもつルッセイチュルム川 (*stoung russey chrum*) の支流をなす河川流域に分布した (図3)。すなわち、ルッセイチュルム川の支流の一つであるコーイ川 (*stoung koy*) の東岸と西岸の両岸に「カルダモンの森」があった。東岸の森は、その北端の辺縁でチャイルーク川 (*stoung chhay loek*) とクラウ川 (*stoung kraw*) に接し、東端の辺縁で盆地に接する。南端の辺縁はチャン爺川 (*stoung ta chan*) に接する。西岸の森は、南端はコーイ川、西端はアタイ川 (*stoung atey*) に接する。ルッセイチュルム川の流域は溪谷になっており、谷底には平坦な土地が広がる [Martin 1997: 43]。その下流はタイ湾へと注ぐ。

ルッセイチュルム川の支流のうち、コーイ川は、その北で、コーン爺川 (*stoung ta kong*)、象牙川 (*stoung phluk*)、チャイルーク川に分岐する (写真1, 写真2)。

ルッセイチュルム川の北方には、「長原 (*veal veng*)」の名をもつ盆地 (標高約560 m, 1,000 ha) が広がる [Ironsides et al. 2002: 12]。盆地の西は丘陵地になっており、この丘陵地上に地元住民



写真1 チャイルーク川。川底は玄武岩質の岩盤になっている (2010年2月, 筆者撮影)



写真2 チャイルーク川の向うに見える岸は、もともとカルダモンの森の北の辺縁だった。河川岸の丘陵地は内戦終息後に畑地の開墾が進んだ (2010年7月, 筆者撮影)

、する1920年代から1950年代生まれの10人以上への聞き取りを整理すると、シヤムに捕虜にされて逃げてきた人々が、追手が来ない場所に水田に適した土地を見つけて集落を開拓したのが最初という伝承がおおむね共通する内容として語られていた。

10) 以下では「カルダモンの森」または、略して「森」と記す。

が「カルダモンの森」と呼んできたエリアが広がる。この盆地は、火山活動により玄武岩質の溶岩が流出して、河川の排水が遮られて形成されたと推定されている。その火口湖に由来すると考えられている池が、「カルダモンの森」の土地に点在する [ibid.; Daltry 2002: 10]。

以上の河川流域から北方へ約25 kmゆくと、ヴィアルヴェーン郡の郡都のプロマオイに至る。プロマオイの周辺は、疎林と平地が広がる山麓になっている。この山麓はポーサット川の流域にあり、川は下流の州都を経てトンレサップ湖へ注ぐ。ポーサット川流域にあるプロマオイの山麓は、民族的にはポーと呼ばれる人々が居住する土地であり、ルッセイチュルム川流域のチョーンの人々が居住する土地とは流域を別にしている。

旧RC区派生村のうち、「カルダモンの森」から最寄りの集落は、コーン爺川西岸に位置したMP村である。MP村は、「森」の北西の辺縁に接していた。VV村も盆地の西端で「森」と接していた。現在のOS村はコーン爺川、象牙川、チャイルーク川に囲まれた丘陵地にあり、集落の南方に「カルダモンの森」が位置する。

II-5 「カルダモンの森」の利用慣行

ルッセイチュルム川流域とその北にある盆地と丘陵地に居住してきたチョーンのあいだでは、そのさらに北方にある山麓のポーサット川流域に居住したポーと集団間で交易をして、「カルダモンの森」を開拓したという伝承が語られている。伝承によると、もともとカルダモンを採取していたのは、チョーンの祖先ではなく、ポーの祖先であった [Ishibashi *et al.* 2015: 136]。ポーの祖先は、カルダモンを採取して王に献上¹¹⁾していた先住の集団であり、チョーンの祖先は後から移住してきた集団であったといわれる。¹²⁾

そして、チョーンの祖先の象牙と、ポーの祖先の「カルダモンの森」とを、交換し合い、分け合った。¹³⁾しかし、象牙とカルダモンを売って得たお金は使い尽くされてしまい、ポーの祖先とチョーンの祖先は一緒にカルダモンを採取するようになったことが「象牙川」の由来として語られている。

「カルダモンの森」は、「精霊林 (*prei areak*)」とも呼ばれており、その土地にはポーの祖先にあたる人物が、カルダモンを盗みから守るための霊 (*lok ta, neak ta*) として祀られていた。コーン爺川の名の由来になった人物である。

11) 1830年代から1840年代まで、ポーサット州で生産されたカルダモンはシャムの王に貢納されていた [Rungswasdisab 1995: 112]。その後、仏領植民地政府がカンボジアを統治した1890年代、ポーサット州で生産されたカルダモンはカンボジアの王に貢納されていた [ibid.; 石橋 2010: 166]。

12) 郡都プロマオイの近隣に住むポーの男性への聞き取りによる。

13) 1920年代生まれの旧RC区出身男性への聞き取り。2011年3月24日および2013年2月3日。伝承の語り方は、象牙と「カルダモンの森」を、「交換し合い、分け合った (*daur knea chhaek knea*)」と語るものであり、何を分け合ったのかは明示的に語られることはなかった。カルダモンと象牙を分け合ったのか、その両方を売って得たお金を分け合ったのか、それらのいずれでもあるのかは不明である。

1960年代までポーサット州をはじめとするカルダモン産地には、「カルダモンの森」が各地に分布していた。それぞれの「カルダモンの森」には、森の持主がいた。コーン爺川の南にある「カルダモンの森」は、山麓に居住したポーの人が森の持主であり、ポーとチョーンの両集団はカルダモンの採取をともに行った。カルダモンを採取する前には解禁日が定められ、森の持主が解禁儀礼を開催した後でなければ、カルダモンを採取することは禁止されていた。解禁儀礼では、カルダモンの採取に行く人々をトラなどの動物の襲撃から守るために、精霊への祈願も行われており、解禁日に違反した人は、「トラが嘔む」と言われた。このように精霊信仰と結びつける形でトラを罰則主体と考える慣行もあった [ibid.: 126–127]。

II-6 内戦前後の土地利用の変化

内戦前まで旧RC区派生村に暮らした人々は、内戦終息直後の1990年代初頭に、「カルダモンの森」の北に隣接する丘陵地に開拓したOS村を主な居住地とした(図3)。そして内戦終息後に避難先から人々の移住が進み、人口が増えると、OS村の南東の盆地にあるVV村も居住地とされた。2000年以降には、OS村の南方にSTC村が開拓され、新たな居住地とされた。内戦前に旧RC区派生村に住んでいた人々は、水田と畑地の両方を拓き、水稲および陸稲を栽培してきた。しかし、内戦後にOS村へ定着した後は、水田の適地が限られていたことから、水田よりも畑地で陸稲の栽培を主に行うようになった。¹⁴⁾

III 農地の立地

オーサオム区で農地として利用される土地は、OS村が位置する標高約600mの丘陵地と、その南東のVV村が位置する標高約560mの盆地に大きく分けることができる。丘陵地は畑地として、盆地は水田として主に利用される。ただし、丘陵地の付近にも水田が一部あり、盆地の辺縁にも畑地が一部ある(図4)。

畑地と水田の立地の特徴を、丘陵地と盆地の立地、河川、集落、開墾前に「カルダモンの森」と重複していたかどうか、道路との位置関係の各点をふまえて、それぞれの属性を整理すると、表1のようになる。さらに、2002年2月に森林野生動物局とNGOのFFI (Fauna and Flora International) がオーサオム区の森林利用と農業に関わる生計活動の現状を把握するために行った社会経済調査の報告書 [Ironsides *et al.* 2002] を参考に、土壌、土色、土壌肥沃度、稲の最大収量、作付期間、休閑期間の特徴を表1の農地の立地と対応させて整理すると、表2が得られた。

14) 後にみるように、旧RC区派生村の人々が旧集落に定着しなかった理由の一つとして、水田の森林植生が回復してしまい土地を使えなくなったことが挙げられていた。

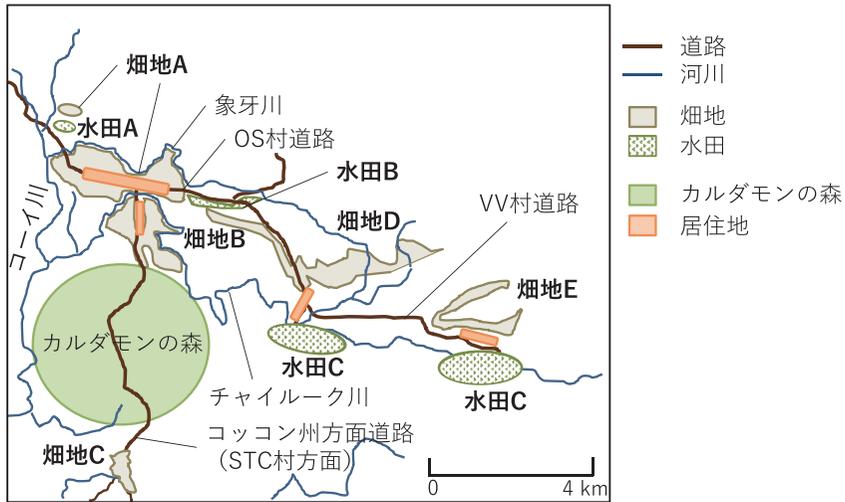


図4 オーサオム区の農地と居住地の立地

出所：現地調査および Ironside *et al.* [2002], Cambodia OCPFC [2007] をもとに筆者作成。

表1 オーサオム区の農地立地の属性（畑地と水田）

畑地							
属性	畑地A			畑地B	畑地C	畑地D	畑地E
地理	丘陵地					盆地	
集落	OS村西	OS村北	OS村南	OS村南	STC村北	VV村の西	VV村の東
河川	象牙川西方	象牙川南岸	CL川北岸	CL川南岸	STC川北	CL川支流北	CL川支流北
開墾前のカルダモンの森との重複の有無	無			有		無	無
道路	郡都方面道路東側	OS村道路北側	OS村道路南側	コッココン州方面道路東側と西側	コッココン州方面道路南側と北側	OS村-VV村間道路	VV村道路

水田				
属性	水田A		水田B	水田C
地理	丘陵地		盆地	
集落	OS村西端		OS村東端	VV村の東と西
河川	象牙川西, コーン爺川		象牙川支流	CL川支流の東と西
開墾前のカルダモンの森との重複の有無	無		無	無
道路	郡都方面道路東		OS村-VV村方面道路	VV村道路

出所：筆者作成。

注：表中の「集落」, 「河川」の項目は、集落と河川からみた農地の位置を示した。

表2 オーサオム区の農地立地に応じた土地の特徴

農地利用	畑地			水田	
農地の立地	畑地B 畑地C	畑地A 畑地D	畑地E	水田A	水田B 水田C
土壌	玄武岩質	玄武岩質	砂岩質 玄武岩質 シルト	シルト 砂岩質 水成土壌	砂岩質 シルト 粘土質
土色	赤	赤	白	黒	白・黒・灰色
肥沃度	高	中	低	n.d.	低
稲の最大収量	2,500 kg/ha	2,500 kg/ha	1,000 kg/ha	n.d.	1,680 kg/ha
稲の最小収量	626 kg/ha	626 kg/ha	375 kg/ha	n.d.	311 kg/ha
作付期間	3～4年	2年	1年	—	—
休閑期間	4～5年, 最大30年以上			—	—

出所：Ironside *et al.* [2002] を参考に筆者作成。

注：稲の最大収量および最小収量は1999年、2000年、2001年の概算値 [Ironside *et al.* 2002: 22-23]。作付期間および休閑期間は焼畑用地として利用した場合を表す。

では、現在のオーサオム区の住民が主に利用する畑地から見てゆく。畑地A, B, Cは丘陵地にあり、畑地D, Eは盆地に位置する。最寄りの集落は、畑地AとBはOS村、畑地CはSTC村、畑地DとEはVV村である。いずれの畑地もコーイ川の支流をなす川の流域、すなわち、象牙川の西方または南岸、チャイルーク川の北岸または南岸、そしてチャイルーク川支流に位置する。これらの畑地のうち、土地の肥沃度が最も高いとされてきたのは、開墾前に「カルダモンの森」の一部であった畑地B, Cである。これらの土地は、OS村から南下してコッコン州に向かう道路沿いにある。それに対して、もともと「カルダモンの森」とは重複していなかった畑地A, 畑地D, 畑地Eは、土壌の肥沃度が低いといわれる。これらの畑地は、OS村の中心地を東西に走る主要道路沿いに南北に広がる丘陵の後背地と、そこからプロマオイ方面に向かう道路の東、そして盆地の東端に位置する。

他方で、現在のオーサオム区の人々が利用する水田は、全部で3カ所に分けられる。水田AとBは丘陵地にあり、水田Cは盆地に位置する。最寄りの集落は、水田AとBはOS村、水田CはVV村である。最寄りの河川は、水田AとBは、コーン爺川および象牙川であり、水田Cはチャイルーク川の支流である。2002年の社会経済調査の報告書および地元の人によると、これらの水田は、畑地に比べて、土壌の肥沃度が低いとされる。そして、いずれの水田も、「カルダモンの森」を開墾したものではない。最寄りの道路は、水田AはOS村から郡都方面に向かう道路、水田BはOS村からVV村方面に向かう道路である。

以上のように、オーサオム区で農地として利用される土地には、畑地と水田がある。そして、湿地にある水田よりも、丘陵地の畑地の方が、土壌が肥沃であるとされる。なかでも、もともとは「カルダモンの森」の一部であった土地が最も肥沃とされてきた [ibid.]。

IV カンボジアの農山村における土地取得の慣行

農地が取得された経緯を理解するためには、その土地を誰かが取得することが、何を根拠にして社会的に認められるのかに留意しておく必要がある。

IV-1 低地での農地の取得

ポル・ポト政権崩壊後の農地取得にかんする研究は、カンボジアの低地農村を対象にして水田用地の土地権のあり方を明らかにしてきた [天川 1997; 2001; 小林 2007; 2011a]。ポル・ポト政権下で土地権が白紙になった後に、カンボジアの国土を実効支配した人民革命党政権は、農業政策の一環として共同耕作制度、クロムサマキを実施した。そこでは、集団化された農業が一時期に実施された。共同耕作制度は、1980年代初頭には現場で機能しなくなり、その解散時に「分配」という選択肢が生まれた。その結果、世帯ごとに農地は分配された。そして、1990年代に現地調査が行われたときには、「購入」、「相続」、「交換」による農地の取得方法も広がっていた [天川 1997: 48-49; 小林 2007: 548-552; 2011a: 155-156, 188-196]。

こうして国家の政策とは別に、ローカルな文脈のなかで農地は取得されてきた。カンボジアの低地農村で農地所有を支えてきたのは、「鋤による獲得」の原則 [デルヴェール 2002: 513-515] に基づく土地権であった [天川 2001: 157-158; 小林 2007; 2011a]。「鋤による獲得」の原則による土地取得の慣行では、土地を使用している者が、土地境界を線引きしたうえで、占有と利用の継続により占有権が主張される。この慣行は、19世紀末までの王国の民法に由来し、20世紀以降は、その時々政治体制下で、廃止されたこともあれば、事実上の容認とされたこともあり、国家法の一部に反映されたこともあった。そして、21世紀初頭のカンボジアの低地農村でも、「鋤による獲得」はローカルな文脈において、土地権の確立を支える根拠とされてきた。¹⁵⁾

こうして、低地農村では、「分配」、「開墾」、「購入」、「相続」、「交換」による農地の取引が、住民間で社会的に承認される占有権に基づいて成り立っていたことが提示されてきた [天川 1997; 2001; 小林 2007; 2011a: 188-196]。

15) 1992年に制定された土地法の規定では、「『鋤による獲得』原則が権利の確立手段として容認されている」ことが確認されていた [天川 2001: 166-167]。しかし、内戦終息後のカンボジアでは、国家や資本家が、土地を使用していなくとも、近代的な意味での私的所有権を主張して土地を収用しようとし、これに対して農民は異議を唱えていた [同上書: 167-168]。さらに、測量による土地登記や、土地所有証書の発行は進んでいなかったなかで、土地を継続的に使用して占有を主張することがカンボジア農村に住む人々の土地権を支えていた [小林 2011a: 171]。

IV-2 山地での焼畑用地の取得

いっぽうで、カンボジアの中央部と西部の複数州での調査に基づいて、クメール人の森林利用慣行を検討した研究によると、一般に焼畑用地を最初に切り開いた人だけが、休閑期間の後に作付を再開することができるとしている [Swift and Cock 2015: 157]。つまり、焼畑を最初に開墾した者に占有権を認める慣行がある。この土地利用慣行は、土地を最初に開墾した者に占有権を認める点では「鋤による獲得」の原則と類似する。いっぽうで、休閑地にも占有権は認められることを上述の研究は示している。

これに対して、カンボジア北東部の山地に住む少数民族の社会の多くでは、土地を共同で利用、管理、所有する慣行があり、それに基づいて、焼畑用地を最初に伐開した人は、作付中の土地を個人や家族で利用できても、休閑地となった土地を占有する権利は認められないという [Fox 1997; Ironside 2010; 2013; Padwe 2011]。¹⁶⁾ 例えば、少数民族ジャライの焼畑利用に関する研究によると、村の領域は村単位で治められた一方で、個人が利用する土地は、精霊から許可を得た後に利用された [Padwe 2011: 121, 128–129]。ジャライの土地は個人が所有、譲渡、相続するものではなく、一時的に利用が認められたものであった。そして、森を伐開した家族は、土地を作付した後は、毎年か1年おきに、未利用の林地に新たな焼畑を伐開した。これと同様に、少数民族のタンブアンとクルンの村落を調査した研究によれば、焼畑で作付と収穫をするときは、その土地を使う家族・個人に利用権が認められたが、休閑地となり森林植生が回復すると、その土地の利用権は失われ、個人からコミュニティへと土地権は戻った [Ironside 2010: 11]。¹⁷⁾

このように、焼畑の土地利用では、作付時に加えて、休閑時にも土地権を認めるかどうか、という点で、カンボジア中央部と西部の山林に住むクメール人と、ラタナキリ州に住む少数民族のあいだでは土地権のあり方が異なることが報告されてきた。¹⁸⁾

16) ただし、ラタナキリ州の少数民族の一部には土地を共同所有する慣行は限定的な場合もあったとされる [Fox 1997: 4]

17) このため、外来者が土地を利用することを要望したときに、地元の人が、それを認めたとしても、土地を永続的に利用することを認めたわけではなく、数年後には、植生を回復させるために、土地を明け渡すものとされていた。少数民族の言葉には、休閑年数、植生の回復度合いなどに応じて、休閑地を指す言葉が複数あるのに対して、クメール語は「放棄地 (*dei chaol*)」と呼ぶ。こうして土地利用の慣行が無視された結果、ラタナキリ州をはじめとする山地の土地を外部者から守ることが難しくなっていることが指摘されている [Ironside 2013: 227–228]。ただし、クメール語にも焼畑の休閑地を指す言葉はあり、一般に「チョムカー・ボツ (*chomkar bos*)」という [cf. Swift and Cock 2015: 157]。

18) カンボジアをはじめとする東南アジア各地の土地利用を研究するフォックスによれば、一般に、焼畑を営む社会の多くは、最初に林地を伐開した人は、その土地が休閑地になった後も土地権を維持するのが普通であり、その土地を別の人が利用したい場合は、最初に伐開した人に許可を得なければならぬ [Fox 1997: 8]。これに対してフォックスが対象としたクルンとタンブアンの調査村は、最初に林地を伐開した人にたいして休閑地の土地権を認めないのは次の歴史的背景があるのではないかと年配者が語った内容に基づいて考察している。それによると、仏領期以前にシャムがラタナキリを占領した頃、焼畑用地を新しく伐開するときは、シャムの領主にたいして奴隷を人頭税として支払わなければならなかった。そして、その土地を別の人が後で利用したいときは、最初に土地を伐開した人にたいして鶏とブタを支払わなければならなかった。仏領植民地になってから、人頭税は廃止され、土地は誰もが利用できるようになった、という。

IV-3 土地利用慣行の法制度化

いっぽうで、2000年代以降は、市場経済の浸透にともない、カンボジア北東部の山地でも土地売買が行われるようになった。ローカルな土地利用の仕組みを認めない国家主導の開発のもとで、土地を共同で利用・管理、所有する仕組みが解体され、土地の私有化が加速した [Ironsides 2013; Padwe 2011; 2017: 139-140]。その状況のなかで、1990年代末から2000年代以降にかけて、NGOや国際機関が、カンボジア各地の山地に住む少数民族の人々による土地や森林の利用慣行を先住民の権利として認めるようカンボジア政府に働きかけた [Baird 2011]。その結果、土地と森林の利用慣行を認めた法律として、2001年に土地法が、2002年に森林法が制定された [Baird 2013]。

2001年に制定された土地法は、カンボジア国内で最初に先住民の存在とその土地所有権を承認した法律である [Baird 2011]。¹⁹⁾ 土地法の成立により、カンボジアは、先住民と認定された集団に、土地を共有する権利を認める法制度をもつ「東南アジア大陸部で最初の国」となった [Baird 2013]。この土地法の第3章で、先住民共同体として認められた集団が焼畑用地を共有地として登記することが認められている [Cambodia, RGC 2001]。ただし、土地法で先住民の土地所有権が法制度化された後も、政策を実施するための制度の整備は遅れた。国の政策で、先住民の土地権よりも、それ以外の土地登記が優先され、この方針を開発援助機関が支持していたこともあり、先住民の土地登記手続きを具体的に定めた大臣会議令が承認されたのは2009年5月になってからであった [初鹿野 2010: 14-15]。

2002年に制定された森林法は、国有林の内外の林地において、先住民と非先住民の両方が、森林を慣習的に利用する権利を認めた法律である [Cambodia, RGC 2002; Baird 2013: 278-279]。その第1章2条、第9章40条は、地域のコミュニティが、その伝統、信仰、宗教、生活にしたがい、国有林を慣習的に利用する権利²⁰⁾を認めている。その第37条は先住民共同体が所有権を登記した土地を焼畑として利用することを認めている [Swift and Cock 2015: 157]。さらに、その第4章と第9章は、農林水産大臣の許可により、コミュニティ林を森林法上の「生産林」に設置することを認めている [Cambodia, RGC 2002]。

いっぽうで、本稿で対象とするオーサオム区では、2002年の森林法が定めるコミュニティ林は設置されなかった。オーサオム区の人々が利用していた森林は、森林法の生産林ではなく、

19) 先住民の土地所有権が承認されるためには、次の申請過程を必要とする [Andersen 2011: 21; Baird 2013: 272]。第一に、農村開発省から、先住民共同体として承認を受ける段階であり、特定の集団または居住地域が対象となる。第二に、内務省から先住民共同体を法実体として登記する承認を受ける。第三に、先住民共同体の土地として測量した土地を、集団の共有地として登記する。2012年1月の時点で153の集団が土地登記の過程にあり、その申請を国際労働機関 (ILO) と NGO が支援している。このうち30集団が法実体として登記されている [Baird 2013: 272-273]。

20) ここでの森林の慣習的利用は、森林産物の採取と販売、家屋や家畜小屋の建設および農具を作るための木材利用、草刈や家畜の放牧を含む [Cambodia, RGC 2002]。

保護林に分類された林地にあったからである。²¹⁾そして、オーサオム区では、カンボジアで公式に導入されてきたコミュニティ林²²⁾とは異なる形の共用林が保護林の土地に設置された。その経緯は、国家の森林政策と地域の資源管理、その双方の動きから説明できる。

すなわち、2006年に森林局が公開した「国家コミュニティ林業プログラム戦略ペーパー」は、保護林におけるコミュニティ林の規定を森林法は明示していないことを指摘しつつも、保護林の管理計画のもとでコミュニティ林を設立するケースもありうることを認めた [Cambodia, FA 2006]。そして、2010年に公開された「国家森林プログラム (2010-2029年)」は、既存の制度のもとで設置されたコミュニティ林の他にも、コミュニティによる森林管理を森林局が支援する取り組みが様々な形で行われている実態をふまえて、それらを包括的にカバーできるよう、「コミュニティ林」という言葉をより広い意味で使い、コミュニティ林の制度枠組みを拡張することを提案した [Cambodia, MAFF 2010; Cambodia, FA 2011]。

他方、オーサオム区では現場の実情に合わせて共用林が設立された。すなわち、2002年2月の社会経済調査が行われた当時、地元の人々はカルダモンを販売して収入源の一つとしていた [Ironsides *et al.* 2002]。その一方で、「カルダモンの森」では林道建設と畑地の開墾が進んでいた。そして、地元の人々は「カルダモンの森」を開発の影響から守りつつも、カルダモンを販売するための市場開拓を支援してほしいと要請していた。こうした状況をふまえて、2002年の調査報告書では、オーサオム区のコミュニティが自然資源管理の計画を策定する権利を行政が承認すべきことが提言され、その優先事項の一つに「カルダモンの森」の管理と保護が挙げられた [ibid.: 46-47]。そして、2002年7月に中央カルダモン保護林が設立された後に、森林局とNGOの支援のもとで行政区の土地利用計画が策定された [石橋 2010: 163, 187]。さらに、2004年から2007年にかけて、オーサオム区の土地利用地図が作成され、農地、居住地、「カルダモンの

21) 2002年の森林法は、その第4章で行政上の「森林」を次のように定義している [Cambodia, RGC 2002]。まず、最上位の分類として、「永久林」がある。これは、天然林、植林された人工林を含む国内にある全ての森林を指す。永久林は次の2つに大別される。第一は、永久保存林、第二は私有林である。永久保存林は、国有林を指す（ただし、環境省が管轄する保護区の森林は含まれない）。永久保存林は、機能別に、生産林、保護林、転換林に分類される。生産林は、木材と非木材森林産物の両方を含む森林産物を持続的に生産することを目的とする森林を指す。生産林は、森林コンセッション、荒廃林、協定に基づき設置するコミュニティ林などを含む。コミュニティ林は、コミュニティが生産林を営みし便益を受けるために、森林局が生産林の一部を無償で提供することができる森林を指す。保護林は森林生態系および、その天然資源の保護を主な目的とする森林を指す。保護林は、特定の生態系を対象とする保全林、宗教林などを含む。森林法の第4章10条は、地域のコミュニティが、その慣習にしたがって、「保護林」で森林産物を採取する権利を認めている [ibid.]。

22) カンボジアにおけるコミュニティ林の設立は、1990年代に非公式の取り組みとして、森林局、ドナー、NGOの支援を受けて始まった [Cambodia, FA 2011]。そして、2002年の森林法の制定以降、公式化の動きが進んだ。2003年にコミュニティ林を設立するための申請手続きを定めた政令を首相室が発行し、2006年にはコミュニティ林の運営を定めたガイドライン省令を農林水産省が発行した。2011年時点で申請中のものも含めて計411カ所のコミュニティ林が確認されており、うち272カ所は森林局との協定に基づき農林水産省の承認を受けている。

森」などの区画が定められた。その後、2007年に、土地利用計画で区画した土地とそこに居住する人を成員とした「オーサオム区森林保護コミュニティ」が農林水産省森林局に登録された[Cambodia, OCPFC 2007]。こうして、「カルダモンの森」は保護林の区画にある共用林(=コミュニティ林)として設立され、その森林と土地をオーサオム区の人々が利用することが公認された。筆者調査時にオーサオム区に住む人々は「カルダモンの森」を「コミュニティ林 (*prei sahakom*)」と呼ぶこともあり、どちらも置き換え可能な言葉として使用していた。

いっぽうで、オーサオム区では、2001年の土地法で定めた先住民に土地の共同所有権を認める制度は適用されなかった。その直接の理由は定かではない。しかし、土地の共同所有権の適用を制約した背景として考えるのは、私有地を付与する政策との関係である。カンボジア政府は、フン・セン首相の号令のもと、2012年半ばから2013年前半にかけて、国有地のなかで占有された土地に私有地の土地権を与える事業を実施して、およそ5,000人の学生を動員して土地測量を行った。²³⁾ この政策を背景に生じた移住者の私有地と先住民の共有地をめぐる土地権の緊張関係を検討した研究は、次の問題点を指摘している[Milne 2013]。すなわち、この政策のもとで、先住民の人々は、共有地の権利と私有地の権利の二つから一つのみを選ぶことを強制された結果、コミュニティの分裂が促された。加えて、土地測量の対象とされたのは、「利用中」とみなされた土地に限定された。そのため、精霊林や焼畑休閒地は権利の主張も登記も認められなかった。その結果、「空地」「未利用地」とみなされた土地を国家が囲い込むようになった[*ibid.*: 336]。

実際、2013年1月のオーサオム区で土地測量の集會に筆者が参加したときも、土地測量の対象となるのは、「毎年、作物を生産する土地」であり、焼畑の休閒地は測量されないこと、共用林として登録済みの「カルダモンの森」も測量されない旨を区役員が説明していた。

いずれにせよ、オーサオム区では、住民が農地を共同で所有することを認める法制度が適用されなかった。以下では、先にみたオーサオム区における「カルダモンの森」の利用慣行とその現状を念頭において、内戦終息後のオーサオム区に住み始めた人たちが、どのように農地を取得してきたのかをみていく。

23) 土地測量事業は次の背景から実施された。一つは、2000年代以降、農業プランテーション開発を目的とする土地利用権を企業に与える制度として実施されてきた経済土地コンセッションのもとで土地を取奪されてきた人々の抗議運動や人権NGOなどの批判を受けてであった。そして土地測量事業の実施に先立ち、経済土地コンセッションの事業地での操業と事業権の新規付与は、一時停止された[Milne 2013: 326]。もう一つは、2013年7月に予定されていた区評議会の選挙を見据えて、与党の人民党が国内外の支持を得るためであった[上村 2015]。

V 農地の所有と利用の概況

V-1 農地所有の概況

2004年から2006年に、ポーサット州ヴィアルヴェーン郡とバツタンバン州サムロート郡にある43行政村に住む290家族を対象に、質問票を用いて行われた社会経済調査²⁴⁾によると、水田、畑地、居住地の土地権は、法的に承認されたものではなく、村長、区長から認められたものであり、郡、州からの承認を得ていないのが一般的であった [Fox 2007: 23]。土地権の承認は区村レベルにとどまっていたことは、当時のカンボジア低地の状況としても一般的であった。

これに先立つ2002年2月には、アイロンサイドらがオーサオム区でGPSと地図作成を用いた調査を行い、畑地と水田の所有状況を報告している [Ironsides *et al.* 2002]。この2002年の調査によると、オーサオム区の畑地は、河川沿いの丘陵地と「カルダモンの森」の土地に分布していた。畑地は、焼畑用地として利用されており、その休閑地を含めて、土地を最初に開墾した人が所有すると地元の人々は認識していた [ibid.: 20]。この当時のオーサオム区では、タイ・バーツが流通しており、焼畑の休閑地は、住民間で1 haあたり3,000から4,000バーツで売買されていたという [ibid.]。

2002年の報告書はまた、オーサオム区の水田は、盆地の東に265 haを確認したと述べている [ibid.: 23]。²⁵⁾そして調査時に所有者を記録できた水田は79筆あり、一筆あたりの土地面積は0.3 haから3.5 ha、平均1.7 haであった [ibid.: 25]。同報告書によると、水田の所有者は65人（男性61人、女性4人）であり、オーサオム区全体の約200家族²⁶⁾のうち、約60家族に限られていた。水田の所有者が限られていたのは、先代の土地所有者との相続関係が認識されていたからであった。つまり、水田の大部分は、内戦前から利用されてきた土地とされ、その一部は、故人となった親から子、または孫が相続していた。所有者の大半はVV村に住んでいた [ibid.: 25, 45]。先代と相続関係のない人は、水田を所有していなかった。

その後、2008年10月には、オーサオム区で、区全体の249家族のうち74家族を対象に、質問票を用いて社会経済調査が行われた [Hot 2008]。²⁷⁾この2008年の調査報告書は、区内の4

24) この調査は1993年に設立されたプノムサモコス野生動物保護区とプノムアウラル野生動物保護区を対象とする保全プロジェクトが開始された2004年に、その運営に関わる環境省とNGOのFFIが実施した [Fox 2007]。この調査はオーサオム区の行政村も対象とした。

25) この他に、盆地の北東に10 ha、丘陵地の東（OS村の東端）に30 haの水田が確認された [Ironsides *et al.* 2002: 23]。

26) クメール語で「家族」を表す言葉は「クルオサー (*kruosar*)」であり、一般に夫婦または夫婦と子の核家族を指す。1戸の家に複数のクルオサーが共住する例もある。オーサオム区で活動するNGO関係者によると、「クルオサー」を「世帯 (*household*)」を表す言葉として報告書の記載に使用する場合もある。

27) 2008年の社会経済調査は中央カルダモン保護林の運営に関わるNGOのCI (Conservation International)が行った。

行政村のそれぞれに、畑地と水田を所有する家族数の割合を整理している。また、土地面積 1 ha 以下または 2 ha 以上に分けて家族数が整理されている。²⁸⁾ その状況は、表3が示すとおりである。特徴的なのは、畑地の所有に関する村落間のギャップである。丘陵地にある3行政村のいずれの行政村でも、家族数の約8割が畑地を所有していた。それに対して、盆地にある1行政村（KCR村）は約3割にとどまる。水田の所有に関してもギャップがみられる。丘陵地にある3行政村はいずれも、家族数の約1割が水田を所有していたのに対して、盆地にある1行政村は、6割以上が水田を所有していた。

以上のように、2000年代のオーサオム区では、全体を見ると、水田よりも畑地の方が所有されていた。

V-2 稲作再開後の自給米生産と農地利用

ここでは、2001年2月に社会経済調査を行ったハモンドとホーの報告書 [Hammond and Hor 2002] およびその翌年2002年2月に社会経済調査を行ったアイロンサイドらの報告書 [Ironside *et al.* 2002] に基づいて、内戦後にオーサオム区に定住した人々が、稲作を再開した後の水田と畑地の利用を、自給米の生産との関係をふまえて概観する。

アイロンサイドらは、1999年から2001年までの過去3年間の水田と畑地での米生産を、オーサオム区の人々への聞き取りに基づいて概算している [ibid.: 22-23]。すなわち、畑地での米の生産（陸稲栽培）は、丘陵地の赤色土壌では最大約2,500 kg/ha（1999年）、最小626 kg/ha（2001年）であり、盆地の白色土壌では最大1,000 kg/ha（2000年）、最小375 kg/ha（2001年）であった。水田での米の生産（水稲栽培）は、最大1,680 kg/ha（1999年）、最小311 kg/ha（2001年）

表3 オーサオム区の行政村別、畑地、水田の所有面積（2008年10月）

		行政村			
		CL村	K村	OS村	KCR村
人口		289	122	253	249
家族数		83	32	64	70
調査対象家族数		25	10	19	20
畑地所有面積（家族数%）	1 ha 以下	約50%	約40%	約80%	約32%
	2 ha 以上	約30%	約60%	約15%	約4%
水田所有面積（家族数%）	1 ha 以下	約7%	0%	約5%	約40%
	2 ha 以上	0%	約10%	0%	約24%

出所：Hot [2008] をもとに筆者作成。

28) この報告によると、区全体の家族数の大半は畑地を所有しており、これを所有しない家族数（約8パーセント）は、先住者や長年居住してきた家族ではなく、企業や農園などで雇用先を見つけるために一時的に滞在していた家族であった [Hot 2008: 9]。

であった。²⁹⁾つまり、全体として、畑地のなかで丘陵地の土地の方が盆地の土地よりも収量が高い。そして、水田よりも、畑地の方が収量は高い。

一方で、2002年2月の調査によると、上記の収量では年間を通して必要な分の米を確保できない例もあった [ibid.: 28]。すなわち、自給米の不足月数を、22家族に聞き取りした結果では、1家族あたり平均7カ月の不足があったことが報告されている。これに先立つ2001年の調査によると、オーサオム区の水田と畑地で生産された米はいずれも、販売されていなかった [Hammond and Hor 2002: 77]。区全体で、年間を通して自給用の米を十分に生産できる世帯はおらず、販売できる余剰米はなかったからである。そして、不足分の米を補うために、郡都や州都から仕入れられた精米が、区内の商店で販売されていた [ibid.]。当時のオーサオム区の人々は、陸稲作や水稲作の他に、ツヅラフジ科の蔓性植物イエローヴァイン³⁰⁾の採取と販売で精米を交換・購入したり、ヤムイモ類のクドイ、果樹、魚を採集して、自給米の不足を補っていた [Ironsides et al. 2002: 28-29]。

アイロンサイドらは、米を安定的に自給するには、畑地と水田の両方で米を生産できるかどうかが重要であると、現地の指導者たちの見解をふまえて考察している [ibid.: 28]。そして、自家消費米の不足に関する地元の人々によるこうした見解は、アイロンサイドらが調査した当時のオーサオム区では、水田と畑地の両方で稲作をすることが制約されていた状況を反映していた。とりわけ、以下に見るように、内戦前のように水田で稲作をすることが難しくなっていたことが大きく影響していた。

V-3 水田稲作の再開を制約した背景

2002年の調査時のオーサオム区において、水田を所有する家族は一部に限られていたことは先に触れた。そして、水田を所有する家族でも、所有する水田を必ずしも利用しているわけではなく、水稲作を再開する意思はあっても、再開されていない場合があった。労働力・水牛・種籾の不足、³¹⁾ 雑草の成長、水位の上昇、そして所有者が地域にいない土地も一部にあったこ

29) 2002年の調査報告書によると、1999年よりも2001年の収量が低いのは、水田が肥沃ではないことに加えて、冠水によるものであったという。稲は2日間までは水位の上昇に耐えることができたが、この年は7月から9月まで排水されなかった。加えて、乾燥により作付が遅れ、雨季が到来したころには水流に耐えるに十分なまでに稲は成長していなかった [Ironsides et al. 2002: 23]。

30) オーサオム区では1999年から2000年代初頭に、ツヅラフジ科の蔓性植物の採取と販売が流行した。その学名は *Coscinium fenestratum*、英名はイエローヴァイン (Yellow Vine)、現地名はヴォアルミエツト (*voe lmié*) である。当時のオーサオム区にはイエローヴァインの採取、加工、売買をする工場が設置された。工場はベトナム人が運営しており、そこでは10kgのイエローヴァインを1kgの米と交換できた。工場では乾季に1袋50kgの精米が500パーツで販売され、これは地元の商人が販売する550~750パーツよりも安かった。ただし、雨季は1袋1,200パーツに値上がりした。この頃、オーサオム区では家族成員の1人以上がイエローヴァインを採取していた [Hammond and Hor 2002: 70-71; Ironsides et al. 2002: 29]。

31) 聞き取りによると、内戦前に旧RC区で栽培されていた種籾は、内戦後に失われたものもあった。そ

となどが、水田を再開する上での制約となっていたからである [ibid.: 45]。

例えば、水牛の不足には次のような背景があった。2001年2月に社会経済調査が行われた時、オーサオム区には40頭の水牛がいた [Hammond and Hor 2002: 80]。その同年の4月には、開発援助を目的とするセイラ (Seila) プログラム³²⁾のもとで30頭の水牛が支給された [ibid.: 81]。しかし、このプログラムにより支給された水牛は年齢が若すぎるため、すぐに水田耕作に利用することはできなかった [Ironsides et al. 2002: 36]。また、2002年2月のVV村には、45頭の水牛がいたが、村全体の家族数の約半数は水牛をもっていなかった [ibid.]。

また、水田を所有しており、水牛をもっている場合でも、耕作を再開するには別の制約があった。すなわち、ポル・ポト政権後の内戦を経て耕作放棄の期間が長期に及んだ結果、植生が回復しており、耕作できた水田は限られていた [ibid.: 8]。水田から川へ排水するための水路が雑草で塞がれてしまい、土地が冠水しやすくなっていたことで、水深が深くなりすぎて、耕作できない場合もあった。実際に、2001年に人々が耕作していた水田の主なものは、場所の高さがある程度あり、盆地の辺縁に立地し、乾燥している条件にあった [ibid.: 23-24]。

2002年の調査は内戦前に水田であった土地は、内戦終息後になっても利用されていなかったことも報告している。すなわち、丘陵地に位置したMP村付近の水田、および旧RC区の水田は利用されていなかった [ibid.: 23]。³³⁾ 2000年の雨季には、VV村の盆地で水稲作が行われたが、これは過去数年間で最初の水稲作であった [Hammond and Hor 2002: 78]。³⁴⁾ そして、2001年の雨季に盆地の東にある水田で耕作されたのは、内戦前に水田として使われた土地の約2割にとどまった [Ironsides et al. 2002: 23]。

ㄨ して、種籾の損失を補うために内戦時にタイ国境で取得した陸稲が畑地で栽培されていた。一方で、VV村では内戦前から使用されていた水稲の種籾を使う人もいた。2002年の調査報告書によると、タイ国境で取得された陸稲は2種類、いずれも早稲であり播種から最短4カ月で収穫できた。これに対して、水稲は中稲と晩稲であり、播種から収穫まで最短4~5カ月、最長8~9カ月とされた [Ironsides et al. 2002: 26-27]。

32) セイラプログラムは、国連開発計画 (UNDP) のCARERE (Cambodia Area Rehabilitation and Regeneration) プロジェクトに由来するプログラムであり、2001年のヴィアルヴェーン郡とオーサオム区で、内戦終息後の復興・開発を援助していた [Hammond and Hor 2002: 81]。セイラプログラムは、地方行政を経由して開発援助を実施するとともに、地方行政の委員会のもとで、組織と財源を管理することで、行政機構を強化することをねらいとした。ヴィアルヴェーン郡では、2000年7月から2001年6月にかけてセイラプログラムが実施され、内戦中に対立した党派間の対話を調整するほか、学校の建設、行政職員の研修、そして農業支援の一環として水牛を支給した。

33) 筆者の聞き取りによると、内戦前まで旧RC区で使われていた水田には、内戦終息後に、「コーキー (koki)」の木 (学名 *Hopea odorata*, 和名タキアン) が大きく成長しており、土地が使えなくなっていたので、もとの土地には戻らなかったと述べる旧RC区出身者がいた。ただし、2010年前後のOS村には、旧RC区で水田稲作に行く旧RC区出身の男性が少なくとも2人いた。いずれの男性も、その妻と娘夫婦はOS村およびSTC村に住んでいた。OS村から旧RC区まで徒歩で半日かかるとされ、2人の男性は、OS村と旧RC区を行き来する生活をしていた。旧RC区で水田稲作が再開されたのは2011年からみて過去5年のことであり、現地には40頭の水牛がいるといわれていた。他方、MP村の旧農地は、環境省が管轄する保護区にあるため使う人がいないといわれていた。

34) ただし、これに先立つ1990年代初頭の総選挙後には、4~5家族が盆地で水稲作をしたことも報告されている [Ironsides et al. 2002: 8]。

V-4 畑地の利用

水田はあまり利用されなかった一方で、畑地は利用されていた。2001年の調査報告書によると、オーサオム区で、焼畑用地として利用されていたのは、未開墾地を新たに開墾した土地、もしくは、10～30年間放棄されていた土地を再開墾したものであった [Hammond and Hor 2002: 78]。

2002年の調査報告書によると、当時のオーサオム区での畑地の立地は、丘陵地の麓にあった。丘陵地の頂上は、土壌が岩石質であり、水場から遠いものに対して、丘陵地の麓は川沿いにあるため水源に近く、降雨が激しいときには傾斜を利用して排水しやすいからであった [Ironsides *et al.* 2002: 20]。

当時のオーサオム区において、畑地は主に二次林に拓かれていた [ibid.: 21]。そのなかでも、天然林より伐開しやすく、肥沃な土壌にあった二次林はすでに焼畑用地として取得されていた。³⁵⁾そして、先にも触れたように、焼畑の休閑地は、その土地を最初に伐開した家族に所有され、売買もされていた [ibid.: 20]。つまり、作付地だけでなく、休閑地にも所有者がいた。そのため、新しく移住した家族にとって、二次林の土地を確保することは難しかった。そして、二次林の土地を取得する余裕がなければ、天然林を伐開して土地を取得する他なかった [ibid.: 45]。

こうした状況下で、新しく畑地として開墾された土地もあった。その立地は「カルダモンの森」と盆地の西端であった。そのなかには、2002年の時点からみて過去数年の間に初めて切り開かれていた畑地もあった [ibid.: 21]。実際、2002年の調査では、1993年にオーサオム区の上空で撮影された航空写真に基づいて、チャイルーク川の南側に位置する「カルダモンの森」は森林で覆われていて、伐採されていない状態が確認されていた [ibid.: 9]。この航空写真とオーサオム区に住む人々への聞き取りを照合した結果から、「カルダモンの森」が伐採され始めたのは、2002年からみて過去10年間のことである、とアイロンサイドらは考察している [ibid.: 44]。

先述したように、もともと「カルダモンの森」は慣行によって利用が制限されていた。また、内戦中に森の中に避難した人々を先導したS爺という人物も、「カルダモンの森」の伐採を禁止しており、S爺が亡くなった後も、その妻やその他の地元の人々は、伐採の禁止を慣行として守ろうしてきたという [ibid.: 8, 20]。

35) 2002年時点での焼畑の作付期間は1～2年、休閑期間は4～30年であったことが、オーサオム区の人々への聞き取りから報告されている [Ironsides *et al.* 2002: 21, 45]。丘陵地の赤色土壌は、2年の作付期間、4～5年の休閑期間で利用される。盆地にある白色の砂地土壌では、作付期間は1年のみ、その後で最低4年の休閑期間を必要とする。地元の人によると休閑地を伐開するのは木の幹の直径が、腕の太さくらいにまで成長してからといわれていた。新たに伐開された焼畑には、樹年齢4～5年、直径20 cm、胸の高さの木が伐採されていた [ibid.: 21]。また、内戦前にカルダモン山脈各地で民族植物学調査を行ったマルタンによると、現在のOS村西方、MP村付近にあったタ・ロツ (Ta Loh) の赤色土壌は作付期間2年、休閑期間10～12年であり、より一般的な休閑期間は5～20年であった [Martin 1997: 200-201]。加えて、森林の植生回復に応じて、作付1年目と2年目、休閑1年目と2年目、3年目以降で焼畑の呼び方は異なった [ibid.: 217-218]。

しかし、コックン州に向かう道路が建設されてからは、「カルダモンの森」の伐採が事実として進んだ。この道路は、1999年から2000年に、木材企業³⁶⁾が建設した林道³⁷⁾がもとになっている [Hammond and Hor 2002: 68]。

すなわち、その道路が、「カルダモンの森」の北の辺縁から南の辺縁までを通過する形でコックン州に向かう形で建設されると、その道沿いに、元クメールルージュ兵や内戦時の避難先から帰還した人々、そしてイエローヴェイン採取の労働者として低地から来た人々が移住し、各自で畑地を拓くようになった。それらの入植者は、1990年代初頭からOS村に住み始めた人々よりも遅れて地域に移住した人々であった [Ironsides *et al.* 2002: 9]。これらの人々のなかには、内戦前に旧RC区派生村に住んでいた人もいた。しかし、OS村付近には相続できる水田、あるいは畑地をもっていなかったため、1993年以降に新たに畑地を開墾するため、「カルダモンの森」の縁に移り住んでいた [ibid.: 44-45]。

「カルダモンの森」の土地が畑地として利用され始めたのは、その土地がオーサオム区の中かで、最も肥沃とされていたからでもあった [ibid.: 40]。そうした状況を見て、区と村の首長³⁸⁾は、カルダモンがあまり生えていない道路西側の土地だけは、将来の畑地として確保しようとしていたという [ibid.: 20]。

また、当時の陸稲作は、水稲作に比べて畜力や手間がかからなかった。³⁹⁾ 加えて、畑地では、自給用に陸稲を作付しつつ、その他の食用作物を作付けできた。さらに、休閑地とその周辺の森林では、食用の森林産物や、精米の購入に必要な現金収入源にできる森林産物を採取できた [ibid.: 29-34, 39-44; 石橋 2014]。つまり、水稲作に加えて陸稲作や森林産物の採取を組み合わせることで、自給米が不足したとしても、その不足を補うことができた。

以上のように、内戦終息直後のオーサオム区の人々は、水田を所有していた場合でも、畑地を利用していた。

ここで注意しておきたいのは、水田と畑地では土地の取得条件が異なったことである。盆地に位置する水田は、内戦前からの相続に基づく所有関係が認識されていた。事実として、盆地

36) 20世紀末のカルダモン山脈ではカンボジア政府の森林コンセッション制度のもとで木材企業が進出するようになった。

37) ヴェルヴェン郡の郡都とオーサオム区の間を結びOS村の東西を通過する主要道路もこの林道が建設されたときにつくられた。

38) 2002年当時のオーサオム区では、区村の首長を旧RC区派生村と、その南方にあったTTL区、いずれもチョーンの居住域を出身とする人々が担当した。

39) 2002年の調査時に、陸稲作は次の手順で行われていた [Ironsides *et al.* 2002: 17]。伐開 (12~1月)、火入れ (2月)、陸稲、イモ類、食用トウモロコシなど野菜類の播種 (2~5月中旬)、除草 (6~8月)、早稲陸稲の収穫 (9月) という流れである。このうち、伐開は、1haの休閑地に2人で14日間を必要とした。作付1年目は除草作業をあまり必要とせず、除草をする場合でも月1回の作業で済んだ。陸稲作は準備と播種に3カ月は集中する必要がある、その後の7月以降に水稲作や、カルダモンの採取などの活動にあてることができた [ibid.: 19]。

に位置するVV村を出身村とする人々が、内戦前に自らの父母や祖父母の世代が取得した水田を再び利用するようになった。⁴⁰⁾ これに対して、主に丘陵地にある畑地は、内戦後に林地を伐開した者が土地を取得できた。つまり、新たに移住した人でも土地を取得しやすいのが畑地であった。こうした取得条件の相違も、水田より畑地の方が利用されていた背景にあったと考えられる。

さらに、オーサオム区の人々は、焼畑用地を新たに伐開した人が、その土地を作付している間だけでなく、休閒地とした後も、その土地を所有できると認識していた。このことは、OS村の丘陵地に土地を取得できなかった人が、「カルダモンの森」を伐採して畑地とするようになった一因であるとも考えられる。つまり、丘陵地の土地は、すでに焼畑用地として取得されていたため、土地の余りが限られていた。その結果、それまで未開墾であった「カルダモンの森」の土地が新たな畑地として開墾されるようになったと考えられる。

以上、2000年代初頭の社会経済調査は、オーサオム区内戦後の畑地の取得が、「カルダモンの森」の伐採と開墾、そして木材企業の林道建設とともに進んだ状況を知らせていた。この状況を念頭に、以下では筆者自身が2010年前後を中心に聞き取りで得た資料に基づき、オーサオム区に暮らす家族が農地を取得した過程を、畑地の取得に焦点を当てて詳しくみていく。

VI 畑地の取得方法とその経緯

1990年代以降、オーサオム区の各地域に住み始めた40家族（夫婦40組）への聞き取りに基づいて畑地の取得方法を表4に整理した。この40家族は、あらかじめ母数集団を定めて選んだのではなく、カルダモン産地の土地利用の歴史を現地の人々に幅広く聞くなかで得たフィールド情報から、畑地の取得経緯を聞くことができた人数を抽出したものである。

40家族の居住地は、OS村の中心地を東西に走る道路沿い、OS村からコッコン州方面へ向かう道路沿い、VV村の道路沿いにまたがる。

表4には、回答者の居住地と出身地、畑地の使用開始時期・立地の類型・取得方法を記した。また、参考として畑地の筆数、面積も記した。加えて、居住地の使用開始時期、最寄りの道路、取得方法も同じ表に整理した。

40家族への聞き取りでは、畑地と居住地の取得方法に関して、開墾、分与、相続、購入、「なし」、⁴¹⁾ 借用という回答があった。それを整理すると、表5、表6がえられた。

40) ただし、筆者の聞き取りによると、OS村の東端にある水田（図4、水田B）では、相続以外の所有関係も認識されていた。1960年代以前に自らが最初に開墾して取得したと主張する旧RC区出身の男性もいれば、内戦以後にクメールルージュが土地を分けてくれたと述べる旧RC区出身の女性もいた。

41) ここでは畑地を所有していない、かつ、利用もしていない状態を所有「なし」とした。そして、土地を所有していない場合でも、別に所有者がいる土地を、畑地または居住地として利用している場合は借用として区別した。これにより、土地の所有の有無にかかわらず、土地を利用している実態を明確にした。

表4 オーサオム区に住む家族の出身、畑地、居住地の取得方法 (2010年前後調査)

No	出身		畑地				居住地			
	夫	妻	使用開始時期	立地	取得方法	筆数	面積	使用開始時期	最寄の道路	取得方法
1	旧 RC 区	ポーサット州都	1990年代初頭+2010年代	畑地 A	相続+購入	4	5 ha	1990年代	OS村道路	n.d.
2	バツタンバン州	n.d.	2011年	畑地 A	借用 (有料)	1	n.d.	2011年	OS村道路	借用 (有料)
3	MP村	MP村	1990年代前半	畑地 A	開墾	1	n.d.	1990年	OS村道路	開墾
4	旧 RC 区	旧 RC 区	1982年+2010年代	畑地 A + 畑地 B	開墾 + 分与	2	① 5 ha ② 0.5 ha	1990年代	OS村道路	n.d.
5	旧 RC 区	MP村	1990年頃+1993年	畑地 A + 畑地 B	開墾 + 分与	2	5-6 ha	1993年	OS村道路	分与
6	リエチ	リエチ	2012年+2006年	畑地 B	開墾 + 購入	2	3 ha	1999年	OS村道路	n.d.
7	他州	他州	1990年代以降	畑地 B	購入	n.d.	n.d.	1990年代	OS村道路	購入
8	リエチ	n.d.	n.d.	畑地 B	購入	0	10 ha	n.d.	OS村道路	購入
9	コムポート州	n.d.	2011年	畑地 B	購入	n.d.	1 ha	2011年	OS村道路	借用 (有料)
10	旧 RC 区	VV村	n.d.	畑地 A + 畑地 B	分与	2	n.d.	1990年代	OS村道路	分与
11	他州	他州	2008年頃	なし	なし	0	n.d.	2008年	OS村道路	購入
12	タケオ州	n.d.	2000年	畑地 A	購入	1	n.d.	2000年	OS村道路	購入
13	旧 RC 区	旧 RC 区	1993年	畑地 A + 畑地 B	開墾	3	n.d.	1993年	OS村道路	開墾
14	旧 RC 区	旧 RC 区	n.d.	n.d.	分与	1	20 m × 20 m	1992年	OS村道路	借用
15	VV村	TTL区	1990年	畑地 A + 畑地 B	開墾 + 分与	2	2 ha	1990年	OS村道路	分与
16	旧 RC 区	n.d.	1993年	畑地 B	開墾	1	1 ha	1990年代	OS村道路	分与
17	n.d.	父はVV村 母は旧 RC 区	2008年	畑地 B	相続	1	0.5 ha	2000年代	OS村道路	n.d.
18	タケオ州	OS村	2000年代以降	n.d.	借用	1	1 ha	2000年代	OS村道路	借用
19	旧 RC 区	TTL区	1983年以降	畑地 A + 畑地 B	開墾	3	3 ha	1992年	OS村道路	開墾
20	VV村	コムポート州	1990年代初頭	畑地 B	開墾	2	① 50 m × 100 m ② 80 m × 100 m	1980年代末-90年代初頭	OS村道路	開墾
21	旧 RC 区	バツタンバン州	1993年	畑地 B	開墾	1	1 ha 未満	1995年	OS村道路	開墾
22	バツタンバン州	バツタンバン州	n.d.	畑地 B	購入	2	n.d.	n.d.	OS村道路	借用
23	旧 RC 区	旧 RC 区	1991年頃 2007年	畑地 A 畑地 B	開墾	1	n.d.	1991年	OS村道路	開墾
24	旧 RC 区	旧 RC 区	2007年	畑地 B	開墾	2	① 0.5 ha 未満 ② 70 m × 100 m	1990年頃	OS村道路	分与
25	タイ国境 (母は旧 RC 区)	n.d. 両親はVV村	1997年	畑地 B	開墾	1	80 m × 80 m	1991年	OS村道路	n.d.
26	リエチ	森の中	2008年	畑地 B	開墾	1	5-6 ha	n.d.	OS村道路	借用
27	旧 RC 区	n.d. 両親はVV村	1991年	畑地 B	開墾	2	2 rai 以上	1990年	OS村道路	開墾
28	トゥモローバン (父母は旧 RC 区)	n.d. 父母はMP村	2007年	畑地 A + 畑地 B	開墾	2	① 3 ha ② 20 m × 70 m	n.d.	OS村道路	n.d.
29	リエチ	森の中 両親は旧 RC 区	1999年	畑地 B	開墾	1	4 ha	1992年	コックコン州方面	開墾
30	コンボンスピー州	母はRC区	n.d.	n.d.	借用	0	0.5 ha	1990年代後半	コックコン州方面	n.d.
31	コンボンチャーム州	n.d.	n.d.	畑地 B	購入 + 借用 (無料)	4	① 3 ha ② 2 ha ③ 3 ha	n.d.	コックコン州方面	購入
32	バイリン	タケオ州	2009年	畑地 B	借用 (無料)	1	4 ha	2009年	コックコン州方面	借用 (無料)
33	旧 RC 区	旧 RC 区	1990年代以降	畑地 C	開墾	1	1 ha	1990年代以降	コックコン州方面	開墾
34	旧 RC 区	旧 RC 区	2000年	畑地 C	開墾	1	50 m × 50 m	2000年	コックコン州方面	開墾
35	コムポート	n.d.	—	なし	なし	0	0	2008年	VV村西道路	n.d.
36	OS村 父母は旧 RC	n.d.	—	畑地 D	借用 (無料)	1	5 m × 5 m	2009年	VV村西道路	借用 (無料)
37	旧 RC 区	コムポート州	2008年	畑地 D	開墾 + 購入	n.d.	4 ha	1993-94年	VV村西道路	開墾
38	コンボンチャーム州	n.d.	2011年	n.d.	購入	1	1 ha	2008年	VV村西道路	購入
39	VV村	ポーサット州都	—	なし	なし	0	0	1994年	VV村西道路	借用
40	VV村	n.d.	—	なし	なし	0	0	n.d.	VV村東道路	n.d.

出所：筆者調査。

注：畑地が複数に分かれている場合は、場所ごとに①、②…と番号を振り面積欄に記した。

表5 居住地の取得方法

取得方法	家族数
開墾	11
購入	6
借用	9
分与	5
n.d.	9
計	40

出所：筆者調査。

表6 畑地の取得方法

取得方法	家族数
開墾	15
開墾+分与	3
開墾+購入	2
分与	2
相続	1
相続+購入	1
購入	6
購入+借用	1
借用	5
なし	4
計	40

出所：筆者調査。

聞き取りのなかでは、内戦終息時の1990年代から2000年頃に畑地と居住地が取得された時の状況と合わせて、その内容が語られた2010年前後の状況が言及される場合もあった。⁴²⁾ 以下では、そうして得た情報をもとに、畑地と居住地の取得過程を再構成する。畑地と居住地が取得された時期とその過程の特徴は4つに大別することができる。第一は、1990年代初頭までにOS村の河川岸の丘陵に畑地が開墾され始めた時期、第二は、1990年代初頭から1990年代末頃に、「カルダモンの森」の辺縁に畑地が開墾され始めた時期、第三は、1990年代末から2000年頃に、林道建設にともない畑地が森の奥地へと拡大するなかで、土地売買が始まった時期である。そして、第四は、2000年代から2010年以降にかけて、水力発電ダム開発の着工とともに、商品農作物が普及するなかで土地売買が行われるようになった時期である。以下、この4つの時期に沿って記述を進める。聞き取り対象者の例を挙げて記述をするさいは、表4の聞き取り対象者の番号を「No. ○」と記す。

VI-1 河川岸の丘陵地の開墾——1990年代初頭

以下ではまず、内戦終息直後に畑地が開拓された過程をみてゆく。

(1) 開墾——森を伐採した人が先取

表4が示すように、開墾は、畑地の取得方法として最も数が多い。40家族のうち20家族は、開墾を含む方法で畑地を取得していた。居住地の取得方法も開墾が最も多い11家族であった。開墾により畑地を取得した20家族の居住地をみると、16家族はOS村を東西に走る道路沿い、

42) 2010年前後は、ダム開発下の工事の影響で、それまでのように土地を利用することが難しくなっていた。そのため、開発が着工される前と後の土地利用の変化を語る人もいた。

3家族はコッコン州に向かう道路沿い、1家族はVV村の道路沿いに住んでいた。出身地をみると、40家族のうち、27家族は、夫婦のいずれか、もしくは、親が旧RC区派生村の出身者を含んでいた。このうち、19家族は、開墾を含む形で畑地を取得していた。そして、この19家族のうち、14家族は1980年代から1990年代の早い時期に畑地で作付を開始していた。

畑地の使用開始時期が1980年代まで遡る例は2家族(No. 4, No. 19)ある。これは1990年代初頭にOS村に人が住み始める直前まで、森の中に避難していた人々が畑地として利用を始めたものである。この家族の畑地は、畑地Aのうち象牙川の西、象牙川南岸、そして畑地Bのうちチャイルーク川南の「カルダモンの森」の近くに立地する。

聞き取りによると、1990年代初頭には、チャイルーク川の北岸と象牙川の南岸の丘陵を開墾して畑地Aが取得されていた。そして、丘陵の麓に接する川岸の近くに家屋が建てられた。その後の1990年代末から2000年頃、丘陵の頂上にOS村を東西に走る道路が整備されると、道路沿いに移住する人々が増えた。そして、道路の両側に面した立地に家屋が新築され、OS村の中心地となる居住地ができた。

1990年代初頭、OS村に人々が住み始めた頃、畑地Aは、森を伐採して「開墾」された。ここでの「開墾」は、「カップ (*kap*)」というクメール語で表現されていた。「カップ」には、森を「伐採する」するという意味もある。さらに、「カップ」は、畑地を取得する、あるいは、居住地を新規に取得する、という意味でも用いられていた。そして、興味深いことに、聞き取りによると、森を伐採して土地を取得する際は、居あわせた人々の間で「森を分ける」段階を経て、誰がどこの土地を取得するかが定められたという。その時の状況をNo. 23の夫は次のように説明した。

今の居住地は、もとは森があったところであり、最初は、土地の持主はいなかった。91～92年に住み始めた時に「森を分けた (*chhaek prei*)」。例えば、ここから、ここまでの100メートルはAさん、次の100メートルはBさんというように。そして、その森を伐採した人が土地の所有者になった。⁴³⁾

事前に伐採する森の範囲を定めただうえで、その森を最初に伐採した人がその土地の持主となった。つまり、土地を先取した人に土地権が認められた。当時は、ヴィアルヴェーン郡の山地全体がクメールルージュの勢力下にあり、カンボジア政府に統合されていなかった。その頃は、地域社会のなかの相互了解が土地を取得するさいの鍵であった。

43) No. 23 夫への聞き取り。2011年6月27日。

(2) 分与——土地を先取した人からの取得

分与により取得された畑地，居住地もあった。この方法では，最初に土地を取得した人から，後続の移住者へ土地が分与されていた。

土地を分け与えた（「分与」）と述べたのはNo. 13である。No. 13からの分与を含む方法で，畑地を得たのは5家族，居住地を得たのは5家族である。⁴⁴⁾ 土地を分与した側とされた側のあいだには，いずれも森の中で避難をともししていたことがある，あるいは親族関係にあるなどの関係性を確認できる。

例えば，現在OS村で商店が集まる道路に面した立地に住むNo. 13は，1993年頃OS村に移住し，当初は象牙川南岸で畑地を開墾した。当時No. 13と同じ頃にOS村に住み始めたのは，No. 4（娘夫婦）であった。そして，No. 13の後に，No. 10，No. 16がOS村に移住した。現在のNo. 13の家からみて道路の向かい側にあるNo. 10とNo. 16が住む土地は，もともとNo. 13が先に取得していた土地を分け与えたものと述べていた。⁴⁵⁾ 同様に，道路の西の方のNo. 5（従弟夫婦）が住む土地も，No. 13が分け与えたものであり，この夫婦はそれまで道路から南のチャイルーク川を越えた先で畑作をしていた。この他に，No. 15の夫もOS村に来てからNo. 13に土地を分けってもらったと述べていた。⁴⁶⁾

また，森を分けてから土地を取得したと述べていたNo. 23の夫は，居住地を取得した後に移住してきた親族（*bong p' on*）に土地を分けたので，現在の自分の居住地は50 m²しか残っていないと述べていた。その家の敷地には，調査時，No. 23の妻の妹夫婦，妻のオジ夫婦（No. 24）が住んでいた。No. 23の夫によると，1990年代の彼の家は，今より北（象牙川沿い）にあった。

このように1990年代初頭に人々がOS村に住み始めた直後は，河川岸の丘陵を中心に，畑地と居住地の取得が並行して進んだ。

(3) 相続——土地の占有と利用の継続に基づく慣行

相続により取得されたと説明された土地もあった。この取得方法では，親の世代から利用されていた土地が，子の世代に相続されていた。⁴⁷⁾

44) なぜNo. 13は5家族に分与できるほどの土地を取得できていたのか詳細は未確認である。ただし，5家族に分与した土地の立地をふまえると次の説明を考えることができる。まず，5家族に分与した土地のうち，3家族の居住地は，いずれもNo. 13の居住地からみて道路の向かい側に位置する形で地続きになっていた。そのため，No. 13が3家族に分与した土地は，もともと一まとまりの土地として取得していたものと思われる。そして，No. 4とNo. 5に分与した居住地は，いずれもOS村の西方，郡都に向かう道路沿いの同じ側に位置しており，その立地も互いに近いところにある。No. 13がNo. 4とNo. 5に分与した土地も，もともと一まとまりの土地として取得されたものであったことが示唆される。

45) No. 13夫への聞き取り。2011年6月29日。

46) No. 15夫婦への聞き取り。2011年7月17日。夫はOS村に来る前は，現在のダム堤防近くにある川岸にいた。

47) 小林によると，カンボジア中央部の低地農村では，クロムサマキの解散時に農地の「分配」が終了し

聞き取りによると、土地を最初に開墾した者が土地を取得できる権利は、畑地、水田の両方に適用されており、これを根拠にして家族内で土地を相続することができた。このことは、VV村の水田が内戦前の相続関係をもとに再取得されていたという先に見た報告とも合致する。

相続により畑地を取得した例は、1990年代初頭にOS村に住み始めた頃から象牙川南岸で丘陵を畑地として利用してきた親子の間でみられた。⁴⁸⁾ No. 1は、夫は旧RC区の出身、妻はポーサット州都の出身である。そして、筆者が聞き取りをした時には、もともと妻の両親がOS村で取得した畑地を利用していた。妻は10歳頃に両親とともにOS村に移住して、父母が存命中の20年ほど前（1990年前後）から畑地Aを利用し始めた。その前はチャイルーク川の南側にあるカルダモンの森の近くで畑作をしていた。OS村に来てから出身地には帰っていない。出身地に住むキョウダイはOS村に遊びに来たことはある。出身地に自分の水田はあったかどうかを筆者が聞くと次のように答えた。

もとはあったかもしれないけど、父母が死んでからキョウダイが売ってしまったかもしれないし、今はどうなっているか知らない。キョウダイも今は別の土地で水田稲作をしている。今使っているこの畑地と同じように、土地を長い間使う人がいれば、その人のものになる〔そうでなければ、他人のものになる〕。

この語りの内容からは、土地の占有と利用の継続に基づいて土地権が認められてきた低地のクメール農村の慣行を読み取ることができる。⁴⁹⁾ 語り手はこの土地権の論理を移住前から理解していたのか、あるいは、移住後に両親とともに土地を利用する過程で理解するようになったのかは定かではない。そのどちらであるかの判断は留保が必要であるが、いずれにしても、語り手は、低地の水田に適用されてきた土地権の論理を、移住先とした山地での畑地にもあてはめ、現在の土地の利用を続ける根拠としてもいることが指摘できる。

VI-2 カルダモンの森での畑地の開墾——1990年代初頭から後半頃まで

(1) 開墾を禁止された森——カルダモンの森

ここまで、1990年代初頭までにOS村に移住した人々が、丘陵地の森を伐採して河川岸に開墾された土地を畑地Aおよび居住地として取得した様子を見てきた。一方で、土地を開墾する

↘ た後に、親の世帯から独立した子供の世帯が、親から水田の分与を得たケースを「相続」としており、妻方の親から相続する傾向がみられた〔小林2011a: 192〕

48) No. 1妻への聞き取り。2011年7月15日。

49) この聞き取りは本人の畑地で行った。この畑地は、後に述べるように、ダム開発で整地が進んでいた。開発の影響を受けていたことが、土地の占有と利用の継続に基づいて土地権を再認識する背景にあったと考えられる。

前に、どの森を伐採してよいか、よくないかを定める慣行もあった。例えば、先にみたNo. 23の夫は、聞き取りの中で、内戦前は「畑地とするために、どこの森を切ってもよかった」と述べた直後に、「ただし、大きな森 (*prei thum*) と密な森 (*prei sdok*) は慣習法 (*chbab propeiney*) で伐採が禁止されていた」と付け加えていた。つまり、基本的にはどこを伐採して農地を開墾するかは各人に委ねられていたが、その一方で、森を識別する慣行に基づいて、伐採を禁止されていた森があった。そして、慣習的な意識のもとで伐採を禁止されていた森には、「カルダモンの森」が含まれていた。筆者調査時には、実際の「カルダモンの森」の辺縁は伐採により後退していた。しかし、1990年代初頭まで「森」の北の辺縁は、OS村の南側を流れるチャイルーク川を渡った先のすぐのところまで届いていたという。

(2) OS村への移住前——森の中での畑作

一方で、先にみたように、OS村に移住する直前の1990年代初頭まで、「カルダモンの森」の土地で畑作をしていた人々もいた。そのなかには、OS村に住み始めた直後に現在の居住地へ移住した人が含まれる。これらの人々は、OS村への移住後に取得した畑地Aの他にも、チャイルーク川の南側にある畑地Bにも自らの土地をもっていた。それらは、筆者調査時に「カルダモンの森」の北の辺縁に隣接するあたりに位置していた。

これらは、先にみた「カルダモンの森」の伐採の禁止を宣言したといわれるS爺という人物と内戦時に行動をともにしていたグループの人々である。このグループの中心人物であったS爺は、内戦終息直前に「カルダモンの森」の中に住んでいたといわれている。S爺は内戦前まで「カルダモンの森」から最寄りにあるMP村に住んでいた。内戦時には山林に逃げてきた人々の避難を先導し、内戦終息時にはOS村へ移住したことが伝えられている。そして、OS村への移住直後に、内戦時に中断されていたカルダモンの解禁儀礼を再開した。S爺は1990年代前半に亡くなり、その後は、その親族がカルダモンの解禁儀礼を引き継いでいた [石橋2010]。

S爺を義父とするNo. 5の夫は、チャイルーク川の南側に、自身が「私の土地」と呼ぶ畑地をもっていた。彼によると、その土地は、内戦時に森の中で生活していた頃、義父と一緒に畑作をして拓き、ジャックフルーツなど様々な果樹を植えていた。⁵⁰⁾ 当時は、そこに家もあったという。その後、国連暫定統治期になってから、先にみた従兄 (No. 13) から分与してもらったチャイルーク川の北にある土地に住み始めた。

(3) OS村への移住後——肥沃でない土地を選んでの開墾

OS村に移住した直後、それまで「カルダモンの森」の中にいた人々は、「森」の土地を離れて、

50) No. 5夫への聞き取り。2011年6月26日。

「森」の北の辺縁を流れるチャイルーク川を越えた先の河川沿いの土地を開墾して畑地Aを取得した。畑地Aは、象牙川の西、象牙川の南岸、チャイルーク川の北に位置し、1980年代から利用されてきた土地も含まれる。

畑地Aの土地は、あまり肥沃ではなく作物もあまり育たないといわれる。これに対して、「カルダモンの森」は土地が肥沃といわれてきた。それでも、OS村への移住後には、「カルダモンの森」から離れたところにある畑地Aが利用された。これは、「森」の伐採を禁止する慣行が意識されていたからであった。例えば、1990年代初頭からOS村に住むNo.4の夫は、1982年から畑作をしてきた象牙川の西の土地を取得し、OS村への移住後も、この土地で畑作をしてきた。筆者が聞き取りをした時は、「カルダモンの森」の近くの土地も利用して畑作をしていると述べていたが、もともとは、「カルダモンの森」に関わる信仰があり開墾することはできないので、「土地が良くない」村の西の方で畑作をしてきたと述べていた。⁵¹⁾ 彼がここで信仰と述べたのは、「カルダモンの森」に関する慣習的な使用制限のことである。No.4の夫が取得した土地の近くには、同じ頃からOS村に住み始めたNo.13とNo.5も畑地をもっていた。

また、OS村への移住を主導したS爺も、OS村に住み始めてからは、「カルダモンの森」の土地で畑作を続けるのではなく、別の土地で畑作をした。No.13によると、S爺は、象牙川の北岸で畑作をしていた。象牙川の北岸の土地は、普通の人が畑作をしても作物が育たないが、S爺が畑作をすると作物が育ったという。

OS村の開拓直後より、畑地Aを取得してきた人々は、いずれも内戦前まで旧RC区派生村に住んでいた。これらの人々は、土地が肥沃ではないことを自覚した上で、「カルダモンの森」を避けて土地を選び畑地を開墾した。

(4) 「カルダモンの森」の辺縁での畑地の開墾

一方で、1990年代末までに、「カルダモンの森」を伐採して畑地を開墾する人も現れた。⁵²⁾ 事実として、チャイルーク川の南にある畑地Bは、「カルダモンの森」の辺縁から1990年代初頭以降、徐々に開墾が進んだという。「森」の伐採が禁止されていたことを知ったうえで、「森」

51) No.4夫への聞き取り。2012年3月23日。「カルダモンの森」の近くで畑作をするようになったのは、後に述べるように、象牙川の西にあった土地は、ダム開発の影響を受けて、使えなくなったからである。本人は、家の裏（象牙川南岸）にも自分の土地をもっていたが、畑作には適さないという。加えて、OS村の道路沿いにも別の土地を1カ所もっているが、作物を植えても育たないことを理由に利用していなかった。

52) 聞き取りによると、「カルダモンの森」の伐採が始まった時期は、1990年代前半と言われる場合もあれば、2000年代以降と言われる場合もあり、ばらつきがある。先にもみたように2002年の社会経済調査は、1993年のチャイルーク川南岸の「カルダモンの森」は完全に森で覆われていたことを航空写真から確認していた。加えて、「カルダモンの森」を通過する林道が建設されたのは1990年代末からである。以上から、ここでは、多様な語りの中でも1990年代末までに「カルダモンの森」の伐採は始まっていたという意見の妥当性が高いものとして記述と分析を進める。

を伐採して畑地を取得してきた経緯を、1990年代初頭にOS村に移住した人々は以下のように語っていた。

No. 20の夫婦は、妻がコムポート州の出身、夫は旧RC区派生村の出身であり、チャイルーク川の南側に2カ所の畑地をもつ。そのうち1カ所は、チャイルーク川に架かる木製の橋を渡った川の南岸に位置する。この土地は1980年代末から1990年頃に、タイ国境からOS村に来てから使用を始めた。No. 20の妻によると、この土地は、もともと「禁忌の森 (*prei tām*)」⁵³⁾であり、カルダモンも生えていた。最初は誰も伐採しようとしなかったが、畑地を開墾するために少しずつ切る人が出て来て、後に続いて伐採されるうちに森の辺縁は奥の方になってしまった。⁵⁴⁾

(5) 「カルダモンの森」での伐採が始まった背景

先に紹介したように、内戦前まで「カルダモンの森」には森の持主がおり、それは山麓に居住したポーの人であった。いっぽうで、内戦終息後にS爺からカルダモンの解禁儀礼の担当を引き継いだその親族の男性によると、OS村の「カルダモンの森」で、森の持主であった人は、ボル・ポト時代以後、不在となったといわれていた。

そうしたなかでも、内戦終息時にOS村に住み始めた人々は、「カルダモンの森」を「禁忌の森」と呼び、伐採を禁止してきた。その背景には、先にもみたように、内戦時に、「カルダモンの森」の伐採を率先して禁止していたS爺のような人物がいたからであった。

しかし、1990年代前半にS爺が死亡した後は、森林利用の慣行を維持することが難しくなった。その背景の一つとして、内戦終息時には「カルダモンの森」の利用に関わる禁忌に反した者にたいする罰則慣行が弱くなっていたことが挙げられる。内戦前まで、「カルダモンの森」の利用慣行は、精霊信仰とも結びついており、その禁忌に反した者は、「トラが囓む」と考えられていたことは、すでに述べた。いっぽうで、内戦終息時の1990年代後半は、野生動物取引が流行した時期でもあり、ハンターが各地から訪れて、トラを捕殺した結果、その個体数は絶滅近くまで急減した [Ishibashi *et al.* 2015]。OS村付近でもトラ皮を得て販売するために、トラが銃殺された。経済的価値のためにトラを狩るようになった人々の様子からは、精霊信仰を支えていたと考えられる人々と森との精神的なつながりが希薄化した状況がうかがわれる。事実として、調査時には、「昔は慣習法に違反したらトラに囓みつかれたが、今は人を囓むトラもいない」ともいわれるようになっていた [ibid.: 131]。

さらに、カルダモンの採取に関わる慣行も変化した。もともと解禁日の前に、カルダモンを採取することは禁止されていた。しかし、S爺の死後は、解禁日の前も、カルダモンの採取は

53) No. 25の夫とNo. 26の夫も本人が使用する畑地はもとは「禁忌の森」だったと述べた。

54) No. 20妻への聞き取り。2011年7月24日。本人の畑地でダム開発の環境影響評価の調査が行政関係者の立会いのもとで行われていたときに語られた。

行われるようになった。解禁日を定める慣行は、カルダモンの果実が十分に熟してから採取することで、未熟の果実よりも、熟した果実を高値で販売できるようにすることも意識されていた〔石橋 2010: 194〕。しかし、解禁日の前に採取された未熟な果実が流通すると、成熟してから採取された果実の市場価格が下落するとまでいわれるようになった〔同所; Ironside *et al.* 2002: 41〕。

(6) 肥沃な土地の開墾——陸稲の栽培

「カルダモンの森」の伐採が始まった頃は、陸稲を栽培するために土地が開墾された。この点について、2000年に、ポーサット州の低地からOS村に移住して地元の女性と結婚した学校教員の男性は、1990年代前半から2000年代以降にかけて「カルダモンの森」の伐採が進んできた経緯を次のように述べた。⁵⁵⁾「1993年までは誰も『カルダモンの森』を伐採しようとしなかった。93年から2000年にかけて『カルダモンの森』はおそらく10%は伐採された。この頃は、地元の人が稲を植えるためにチャイルーク川沿いの森を伐採した。その後は畑に火入れをするときに、奥の森に飛び火して徐々に伐採が進んだ……」。このようにして、1990年代前半以降、「カルダモンの森」は伐採を禁止されていた過去が認識されながらも、地元の人たちに伐採され、畑地の開墾が始まった。

先にみたように、「カルダモンの森」の伐採を禁止する慣行があることは、旧RC区派生村の人だけでなく、その配偶者となった低地からの移住者も意識していた。そうした慣行が意識されながらも畑地が開墾された背景の一つには、内戦終息時に稲作が再開された後の自給米不足に対応する必要があったという事情が考えられる。先に述べたように、オーサオム区では、2000年頃に、水田と畑地で自給米の生産が再開された。⁵⁶⁾一方で、区全体では水田の所有者は限られていた。そして、水田を所有していても、年間を通して自給できる米を十分に確保できなかった。2000年代初頭には、ポーサット州都から仕入れた精米がオーサオム区の商店で販売されていた。そして、カルダモンは雨季に自給米が不足した時に精米を購入する収入源の一つとされていた。一方で当時のOS村は雨季になるとアクセスが困難な立地であったことから、精米の価格は割高であった〔Hammond and Hor 2002: 70, 73; 石橋 2010: 191–192〕。その一方で、OS村の近くには土地が肥沃な「カルダモンの森」があった。水田稲作による米の自給は限られており、精米も割高であったなかで、「カルダモンの森」の肥沃な土地に畑地を開墾するこ

55) 学校教員への聞き取り。2012年3月19日。

56) 先にみたように1990年代初めまで「カルダモンの森」を避難先としていたS爺と行動をともにしていた人々は、その土地でジャックフルーツなどの果樹を植えていた。内戦時に森の中に避難した人々は、野菜の種子や種籾も植えることはあっても、その収穫は限られていたことから、他の人たちと分け合って食用していた。むしろ、当時はヤムイモ類をはじめとする食用の森林産物を米の代わりに食用することが重視されていた〔石橋 2014: 34–37〕。こうした背景から、自給米の生産を主目的とする畑作が再開されたのは、内戦終息後になってからであった。

とは、陸稲の栽培で米を自給することを意識した人々による選択肢であったのではないかと考えられる。

VI-3 林道建設後の畑地の拡大と土地売買の開始——1990年代末から2000年頃まで

1990年代末から2000年代初頭にかけて、木材企業が林道の建設を始めた。これ以降、「カルダモンの森」を北から南に抜けてコッコン州に向かう林道と、OS村の西から東に向かう主要道路がつくられた。この林道建設と並行して、「カルダモンの森」の奥地を切り開いて、イエローヴァインの採取、加工、買取りをする工場が建設された。⁵⁷⁾これを契機に、森林産物の商取引で収入を得ようとする労働者や新規の移住者がOS村に出入りするようになった。この時期に、「カルダモンの森」の南側に抜けた先の道路沿いにSTC村が開拓された。

こうした外部状況の変化は、畑地および居住地の取得方法を変える転機をもたらした。この時期から、土地を開墾するだけでなく、購入する動きが始まったからである。そして、この状況で、コッコン州への道路沿いに畑地Bと畑地Cが広がった。それとともに、OS村とSTC村への外部からの新規移住も進んだ。この時期の畑地および居住地の取得方法とその特徴は以下のように整理できる。

(1) 開墾——コッコン州方面の道路沿いの土地取得

まず、この時期に特徴的な土地取得は、コッコン州に向かう道路沿いの土地が開墾され、畑地を兼ねた居住地として取得されるようになったことである。例えば、No. 29は、チャイルーク川南側のコッコン州に向かう道路沿いに面した立地に家があり、家の周囲の土地に畑地をもつ。そして、この土地を取得した経緯について、次のように述べた。「以前はチャイルーク川の北に家を建てていた。今の場所には『カルダモンの森』があり、年配の人は切ろうとはしなかった。家の周りでの畑作は1999年から始めた。それ以前はずっと畑地の場所を変えて移動

57) 2001年2月の調査に基づく報告書によると、オーサオム区のイエローヴァイン工場は、ベトナム政府が自国でのイエローヴァイン採取を違法と定めたことを受けて移転されたものであり、実際に工場の職員と経営者の多くはベトナム人であったことが確認されている [Hammond and Hor 2002: 71-72]。オーサオム区で操業中の工場は7つあり、ポーサットやブノンベンに本部を置く工場もあった。いっぽうで、カンボジアの農林水産省は、オーサオム区でのイエローヴァイン工場の操業に対して、署名入りの許可を出した後に、停止命令を出していた。農林水産省は、法廷からの審問を受けて、イエローヴァイン工場の操業が合法であるか否かを判断しようとしていたからであった。これに対して、工場の経営者たちは、その活動が違法と判断されたとしても罰金を支払えばよいとしていた。他方、地元の人たちは収入に損失が出かねないことを非常に気にしており、調査チームの前で話題にすることを躊躇していた。当時のオーサオム区では男女のほとんどがイエローヴァイン採取で収入を得ており、調査チームはイエローヴァインを採取する人を逮捕しに来たのではないかと地元の人々は受け取ったからであった。実際、イエローヴァイン採取は地域の生活のあらゆる側面に広がっており、森の中で働く人もいれば、運転手や工場労働者として働く人もおり、そのなかには区と郡の職員も含まれた。工場はオーサオム区の地主から土地の賃貸を受けており、工場がチェーンソーや発電機などの道具を寄贈してその使用許可を区職員が与えていた [ibid.]。

した」。⁵⁸⁾ この事例の夫婦は、チャイルーク川の南に畑地を取得した後に、居住地をその近くに移っていた。

林道建設を契機に外部から来た人が森林を伐採し始めたことは、地元の人が「カルダモンの森」を伐採することも後押しした。⁵⁹⁾ 例えば、No. 25の夫は、「昔は信仰があり、『カルダモンの森』を伐採すると病気になったり、『精霊が罰を与える (*areak, neak ta thvœ*)』と信じられていた。しかし、後の世代になり信仰も薄れてきて、外から来た人が森を伐採しても何ともないのを見て地元の人にも後に続いて伐採するようになった」と語っていた。⁶⁰⁾ 同様にNo. 23の夫も、「『カルダモンの森』の伐採は2004年頃から始まった。外から来た人が畑地の開墾を始め、他の人が伐採してるのを見て、それに続いて (*tâm ke*) もとは信仰 (*chumnoe*) のあった人も開拓を始めた」と語っていた。⁶¹⁾ 外部の人が「カルダモンの森」を伐採しても何も起きないのを見て、精霊信仰と結びついた罰則慣行が弱くなったと実感されたことが、地元の人が「カルダモンの森」を伐開して畑地とするようになった背景として認識されている事実は、これらの語りがよく示している。

(2) 購入——新規移住者による土地売買の開始

第二は、購入により土地が取得されるようになったことである。この取得方法では、主に他州から移住した人々が、それより前からOS村に住んでいた人から土地を購入した。

No. 7の夫は妻子とともに、1990年代にOS村に移住した。その前は、ポーサット州の北に隣接するバタンバン州サムロート郡TT区に住み、そこに畑地をもっていた。その土地をTT区に住む妻方の叔父に譲り、OS村に移住した。⁶²⁾ OS村に移住した当初は、地元の人から土地を購入した。購入した相手は、家の屋根に使うトタンを買う現金が必要だったので、その分の金額を支払い、土地を買った。その後、最初買った土地を売り、別の土地を村内に買った。

No. 12の夫は2000年にOS村に移住した。タケオ州の出身であり、OS村に来る前はココン州トゥモーバン郡に1年間滞在した。OS村には「生計を立てる (*rok si*)」ために来た。OS村に移住した当初は、雌黄⁶³⁾の樹脂を採取する人がいなかったため、最初は市場で売れる

58) No. 29 夫婦への聞き取り。2011年7月12日。

59) 外部から来た人が森林を伐採することに対して地域住民はどのように感じ、どのように対応しようとしたのかは、市場経済化にともなう、自然資源の共同利用の変化を、地域の人と外部の人との社会関係からとらえるテーマとして別の機会に論じたい。

60) No. 25 夫への聞き取り。2012年3月16日。

61) No. 23 夫への聞き取り。2012年3月。

62) No. 7 夫への聞き取り。2011年3月22日。No. 7 夫婦と妻方の叔父の出身地はバタンバン州ではなく他州である。

63) 雌黄とはオトギリソウ科の常緑高木から採取されるゴム状の黄色の樹脂を指す。顔料や水彩絵の具に使用され、カンボジアの他にもタイやミャンマーでも産出される。雌黄は別名を、藤黄、ガンボージともいう。(日本国語大辞典, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, 2021年3月23日最終閲覧)

製法⁶⁴⁾を2～3人に教えて、その人たちを介して製法を広め、樹脂の買い取りと販売を始めた。⁶⁵⁾そして、移住後に親族にOS村のことを教えた。そして、No. 12の夫の末子キョウダイと従兄弟も近所に移住した。

No. 12が住む土地には、OS村の主要道路に面したところに家があり、家の裏に畑地がある。この土地は、その近所に住むNo. 13から購入して取得されていた。先にみたようにNo. 13は、1990年代初頭よりOS村の土地を取得していた。No. 13の夫は、No. 12の夫の方から100万リエルで土地を買いたいと言ってきたので土地を売ったと述べていた。⁶⁶⁾

ただし、No. 12の夫は、OS村に来た当初は土地を購入する資金をもっていなかった。No. 12を知る別のによると、本人はOS村に来た頃は、イエローヴァインの採取と販売で収入を得ており、手持ちの現金も乏しく、地元の人から借金をしていたという。⁶⁷⁾

(3) 「カルダモンの森」の南側の開墾——土地を失った人の対応

第三に、1990年代初頭よりOS村で土地を取得していた人々が、その後に土地売買の影響を受けて、土地を失い、その損失を補うために、「カルダモンの森」の奥地に土地を取得するようになったという動きも特徴的である。No. 33は、夫婦ともに旧RC区出身であり、1979年にいったん現在のOS村周辺まで来て、その後、タイ国境に移動してから、OS村に移住した。OS村に移住した当初は、チャイルーク川付近に畑地を2～3カ所もっていた。しかし、その後、外から来た別の人に土地の権利を主張されるようになり、売られてしまった。そのため、「カルダモンの森」を南北に通る道路を南側に抜けた先にあるSTC村に移住して、家を建て、新たに畑地1haを開墾した。

(4) 外部者による土地の私有化

そして、第四は外部者が土地を私有化したことである。外部者が土地の権利を主張して、土地を売却し始めた時期は、オーサオム区が行政区として設立された後に、S爺の親族にあたる旧RC区出身の男性が、二代目の区長として、区長職を担当した2000年代前半からといわれていた。⁶⁸⁾聞き取りによると、この二代目の区長の在任中からオーサオム区の土地問題が目立つ

64) 「市場で売れる製法」とは品質の良いものを指すのかどうかは明示されなかった。

65) No. 12夫婦への聞き取り。2010年10月20日。

66) No. 13夫への聞き取り。2011年6月29日。

67) 聞き取りによると、1980年代末から1990年代初め頃のOS村ではクメールルージュが宝石を売って得た現金を、地元の人に分け与えた。家族ごとに2,000から3,000パーツの現金が分けられたともいわれる。その現金で水牛を購入した人もいた。その現金を使わずに保管していた人から、No. 12の夫は借金をしたといわれていた。

68) S爺の死後、1998年にクメールルージュが政府に統合されるまでは、S爺の親族にあたるMP村出身の兵士長の男性が、事実上の指導者としてオーサオムの地域を治めた。そして、オーサオムが行政区として設立された直後の1998年から2000年までは、VV村出身の男性が区長を担当した(初代区長)。

ようになったといわれる。二代目区長は文字を読むことができなかった。その識字力の弱さを外部者が利用して土地売買が行われた。⁶⁹⁾ すなわち、当時のヴィアルヴェーン郡の郡都プロマオイの書記担当者は、オーサオム区の土地売買を承認する証書を作成し、区長に署名をさせて土地を売却した。その後は同じ手口を使った土地売買が多発するようになった。この手口を踏襲した土地売買は二代目区長の退職後も繰り返されていた。筆者がオーサオム区に滞在した2010年には、二代目区長が在任した時期の日付を記した土地売却の書類が作成され、この書類を元区長（二代目区長）に署名をさせて土地売買が行われていた。実際に区内で商店を営する男性はこの手口で土地を購入していた。そして、二代目区長を利用すれば土地を取得できるという話は、2010年前後に商品農作物を栽培する土地を求めてオーサオム区を出入りするようになった外部者のあいだでも話題にされていた。こうして、オーサオム区の土地は外部者が私有地として売買する対象となった。その過程で「カルダモンの森」の土地は、S爺の親族とともに移住したグループの人々が森林伐採を規制した土地から、外部者が私有地として購入できる土地となった。こうして土地権の主体は地域の内部から外部へと移行した。

VI-4 ダム開発と商品農作物の普及にともなう土地売買——2010年前後

オーサオム区では、2009年頃から水力発電ダムの工事が着工された。2010年前後には、トウモロコシをはじめとする商品農作物の作付と販売も流行し始めた。市場向けの農業が広まるなかで、そのための農地を得るために森を伐採し、土地を売買する動きもでてきた。

1990年代初頭、OS村に移住した直後に土地を取得した人々のなかには、ダム開発の影響を受けて、土地を失った人もいた。それらの人々は、土地を購入する、あるいは、行政から分与してもらう、そして休閑地を利用する形で、土地の損失を補おうとしていた。

1990年代初頭にポーサット州都からOS村へ移住した両親から土地を相続したNo. 1の妻が利用してきた畑地は、筆者が聞き取りをしたときには、ダム開発で整地されている最中であった。もとは5 haあった畑地は、現在は3 haくらいしか残っていないとのことであった。その損失を埋めるために、No. 1の夫は、現在の土地に加えて、別の土地5 haを親戚から購入していた。⁷⁰⁾ その理由としてNo. 1の夫は、自分の子孫にとっておくための土地が必要だからだと述べてい

69) 2000年代前半はS爺の親族にあたる旧RC区出身の男性が区長を担当した（二代目区長）。そして、2000年代半ばから2010年代前半までは、別の旧RC区出身の男性が区長を担当した（三代目区長）。2010年代前半以降はTTL区出身の女性が区長を担当するようになった（四代目区長）。

69) 二代目区長が文字を読むことができなかったとしても、区長職の立場上、土地売買に対して何らかの判断をしたと考えられるが、判断がされた経緯や状況、根拠は不明である。

70) No. 1夫への聞き取り。2012年3月23日。聞き取りによると、ダム貯水池に水没する予定の土地のうち、居住地と畑地には補償金が支払われるといわれていた。補償金は、郡と区を経由した後に、オーサオム区の住民に実際に支払われるのは、1 haあたり800ドルといわれていた。聞き取りの時点では補償金は支払われていなかった。「カルダモンの森」の一部と死者を埋葬する森も水没予定地とされていたが補償の対象外とされていた。

た。そこで、自分の土地のうち1カ所を子供に分け、別の場所の土地を売り、そのお金で近場の標高の高い土地を買っていた。

OS村に住み始めた当初は、「カルダモンの森」の伐採を禁止する慣行を意識して、「カルダモンの森」を避けた土地で畑作をしていた旧RC区出身のNo.4は、ダム開発の影響で畑地を失ってから、「カルダモンの森」の近くで畑作をするようになった。それまで畑地Aにあった象牙川の西の土地5haは、ダム開発の計画で水没対象地として指定されたため使えなくなった。そして、行政が「カルダモンの森」の近くに土地0.5haを分けてくれたので、そこで畑作をするようになった。

内戦時に「カルダモンの森」の伐採を禁止していたS爺を義父とするNo.5も、ダム開発の影響を受けて土地を失った。No.5は内戦終息直前に畑作をしていた「カルダモンの森」の土地を離れて、OS村への移住後は畑地Aを利用していた。その畑地Aの土地は、No.4が内戦時より畑地としていた土地の近くにあった。そしてその畑地が、ダム貯水池の範囲に指定されてしまった。そのため、No.5は、かつて「カルダモンの森」の中で義父とともに畑作をしていた土地で再び畑作をすることにした。⁷¹⁾先に触れたように、焼畑用地を最初に開墾した人は、休閑地とした後もその土地の占有を主張できるという慣行が地域にはあった。No.5の事例は、その慣行のもとで、ダム開発で失った土地の損失を補った例と理解することができる。

VII 考察・結論

内戦終息後のポーサット州ヴィアルヴェーン郡の土地利用に関する研究は、内戦時に居住を始めた元クメールルージュ兵と、内戦後に低地から来た移住者のいずれもが、森林を「未利用の土地・放棄地」とみなしていたと論じた [Chann 2020]。これに対して、同じヴィアルヴェーン郡のなかでも、内戦終息後のオーサオム区に住み始めた人々にとって、森林は、必ずしも、「未利用の土地・放棄地」ではなかった。そもそも、オーサオム区の居住者のなかには、内戦前からの居住経験をもつ人々が含まれていた。このことは、内戦終息直後からOS村に住み始めたグループの人々が、「カルダモンの森」を「禁忌の森」と呼び、伐採を禁止する慣行を意識して、その土地を伐開せずに、あえて肥沃ではない土地を選んで畑地としたことに具体的に示されていた。そして、水田の土地は、植生が回復していても、内戦前からの相続関係に基づいて再取得されていた。

カンボジア中央部の低地農村を対象とした研究では、ポル・ポト政権崩壊後の強制移住先から出身村に帰村した人々が、農地を取得し、自給米生産を再開したことが、生活再建を支えた

71) No.5 夫への聞き取り。2011年6月26日。

重要基盤の1つであったことを明らかにしている〔天川 1997; 2001; 小林 2011a〕。カンボジア西部の山地にあるオーサオム区の人々も、内戦終息時に農地の取得を経て、自給米生産を再開した。ただし、オーサオム区では農地を取得した後も米が不足した。それは、内戦後に住み始めた土地で、農地を利用する条件が変化したからであった。具体的には、内戦前は水田と畑地の両方を使用することができたのに対して、内戦後はその両方を使用することができなくなった。とりわけ水田で稲作をすることが難しくなっていた。

そのため、内戦終息時にオーサオム区に移住した人々は、水田よりも、畑地を農地として利用するようになった。そこでの畑地の取得は、開墾、分与、相続などの過程を経て進展した。水田よりも、畑地を利用するようになった背景は、次のように要約できる。すなわち、水田での水稻栽培は水牛の不足により耕作が困難だったのに対して、畑地での陸稲栽培は畜力や手間がかからなかった。水田の開墾地は耕作可能な土地が限られていたのに対して、畑地は未開墾の土地を広く利用できた。そして、水田よりも畑地の方が、土地が肥沃であり、米の生産量が高かった。畑地の方が利用されるようになったのは、水田は耕作可能な土地の立地が限られていたことや、肥沃な土地が限られていたことが背景にあったと考えられる。

水田と畑地は、取得条件が異なったことも背景にあった。水田は、内戦前からの相続関係に基づいて再取得されたのに対して、畑地は、最初に開墾した人であれば、誰でも取得することができた。内戦後にOS村に新しく移住した人にとって、もともと土地をもっていなかったとしても取得しやすいのは、水田ではなく、畑地であった。別の見方をすれば、水田適地は内戦前に開墾し尽されていた。それゆえ、内戦後に移住した人々は畑地を開墾する他に選択肢はなかったとも考えうる。

畑地を取得する過程からは、山地のOS村においても、低地農村の農地取得と類似する特徴を確認することができた。内戦終息直後のOS村に住み始めた旧RC区派生村を出身とする人々は、事前に伐採する森の範囲を話し合ったうえで、森を伐開した人が土地を取得した。これは、土地境界を線引きしたうえで占有と利用の継続に基づき占有権を主張する低地農村で確認されてきた慣行にも通じる。そして、内戦終息直後のOS村に低地農村から移住した人も、土地の占有と利用の継続の論理を、低地の水田から山地の畑地にあてはめることで、土地権を主張する根拠としていた。低地農村社会における「鋤による獲得」の原則と類似する土地権の慣行は、山地のOS村の人々の間でも適用されてきたことが示唆される。

ただし、カンボジアの低地農村と山地のOS村では、占有と利用の継続による土地権の適用のされ方に違いがあった。OS村の人々は、この土地権の慣行を、水田とともに、畑地にも適用していたことに加えて、焼畑用地の作付期間だけでなく、休閑期間にも適用していた。そのため、森林植生が回復した休閑地にたいしても、その土地を最初に開墾した人の占有権は認められていた。

いっぽうで、OS村に住み始めたチョーンの人々が焼畑の作付地とともに休閒地にも占有権を認めていたのにたいして、カンボジア北東部の山地に住む少数民族の人々は、一般に焼畑の作付地の利用は認めても、休閒地の占有権は認めてこなかった [Fox 1997; Ironside 2010; 2013; Padwe 2011]。このことは、カンボジアの山地に暮らす少数民族の社会のなかでも、カンボジア西部の山地と東部の山地では土地利用の慣行が異なることを示す。むしろ、OS村のチョーンの人々による土地利用の慣行は、カンボジア西部の森林で焼畑を営んできたクメールの土地利用の慣行と類似していた [Swift and Cock 2015]。では、なぜOS村に住むチョーンの人々の土地権の慣行は、カンボジア北東部の山地の土地権とは異なるのか、なぜカンボジア西部の森林に住むクメールの土地権の慣行と類似しているのか、そしてカンボジア西部の山地と北東部の山地にみる土地利用慣行の差異は、いかにして生じたのか。これらの問いに答えるには、カンボジアと国境を接するタイ、ラオス、ベトナムの山地の土地利用慣行との比較とともに、インドシナ半島の低地と山地を行き来する人の移動の歴史から土地利用慣行の成立過程をあきらかにすることが、さらなる課題として求められる。

さらに、内戦終息時のOS村に住み始めた人々が畑地を開墾した過程では、「カルダモンの森」の伐採を禁止する慣行が意識されていた。この点に、カルダモン産地に特有の土地利用の慣行をみることができる。この慣行は、内戦前からオーサオム区の山地に暮らしたチョーンの人々とともに、その配偶者として内戦後に低地から移住した人にも知られていた。このように、特定の森林産物を採取するために地域やコミュニティのレベルで自然資源の利用慣行をもつことは珍しいことではない。これに対して、内戦前のカルダモン産地の土地利用慣行は、地域レベルと国レベルの双方が重層する形で「カルダモンの森」の土地を利用してきた歴史的背景をもつ点に特徴がある。すなわち、19世紀後半以降のカンボジアでは王が所有した土地で、王に貢納する森林産物が生産されてきた [Aymonier 1900: 77]。そして、19世紀末のポーサット州のカルダモン産地では、物納税制度のもとでカルダモンをカンボジアの王に貢納することを義務づけられた人々が、複数の役職に階層化される形で、どこの「森」でカルダモンを採取するかが定められていた [石橋 2010]。⁷²⁾ そして19世紀末以降、仏領植民地行政が、物納税制度を廃止した後も、カルダモン産地の現場では、カルダモンの採取を統率する役職を担当した人のもとで、いつ、どこでカルダモンを採取するかを決める慣行が存続した [同上論文]。そして、20世紀中頃までは森の持主のもとでカルダモンの採取が行われた。こうした歴史的背景のもとで「カルダモンの森」の伐採を禁止する慣行は意識されてきたと考えられる。⁷³⁾ 実際、内戦前のカルダモン産地に暮らした年配者のなかには、内戦後に「カルダモンの森」が消失する現状

72) 当時の「カルダモンの森」は「カルダモン園」とも呼ばれた [石橋 2010: 166]。

73) この詳細はカルダモンの生産に関わる制度の形成を、国家制度と地域の指導者との関係から検討するテーマとして別の機会に論じたい。

をみて、「『カルダモンの森』は、昔は国王が伐採させなかったが、今やもうなくなってしまった」と語る人もいる。⁷⁴⁾

しかし、「カルダモンの森」の伐採を禁止する慣行は意識されながらも、その伐採は進んだ。その背景となった地域の内的要因を考えると、第一は、慣行を守る中心的人物が不在となったことであった。内戦前に森の持主であった人は、ポル・ポト時代以後に不在となった。内戦中に「カルダモンの森」の伐採を禁止することを率先したS爺も、内戦終息時にOS村に住み始めて間もなく亡くなった。いっぽうで、逆説的ではあるが、内戦時に「カルダモンの森」の伐採を禁止したS爺が、内戦時に「カルダモンの森」で畑作を行い始め、内戦後の移住先として「カルダモンの森」に隣接する土地を選んだことは、その立地条件から内戦後に「カルダモンの森」が伐採される遠因となり、その土地が畑地として開墾される最初の契機にもなったと考えられる。そして、第二に、内戦終息時には、野生動物取引の流行のもとでトラの捕殺が進み、精霊信仰と結びつける形でトラを罰則主体と考えてきた森林利用の慣行は弱まったと地元の人は実感するようになった。これに加えて、第三に、内戦終息以後、水田稲作をする条件が変化するなかで、自給米不足に対応するために、他の土地よりも肥沃と認識されていた「カルダモンの森」の土地を畑地として利用するようになった。

そして、木材企業による林道建設と森林産物の商取引が流行し始めた外部状況の変化を背景にして「カルダモンの森」の伐採は進み、林道沿いにも畑地は広がった。これを契機に低地から新たに移住した人々は、それ以前にOS村の畑地を取得していた人々から土地を購入し始めた。そして、外部者が土地売却の証書を作成し、区長職を担当したS爺親族に土地売却を承認する署名をさせ、オーサオム区の土地を私有地として売買したことは、土地権の主体が地域の内部から外部へと移行し始めたことを意味する。その過程で、土地を失った人は、別の畑地を得る必要から「森」の奥地を開墾するようになった。内戦終息直後のOS村に開墾されていた川沿いにある丘陵地の麓は、焼畑の休閑地にも占有権を認める慣行のもとで、土地の余りが限られていたことも、「カルダモンの森」の土地で開墾を後押しする一因になった。そして、内戦終息直後のOS村で土地を取得していた人々も、ダム開発の影響を受けて、それまで使っていた土地を利用できなくなると、別の土地を購入するようになった。ダム開発の影響で土地を失った人々のなかには、内戦終息時に畑作をしていた別の土地を再び利用するようになった例も確認できた。焼畑用地を最初に開墾した人は休閑地も占有できる慣行は、開発の影響で土地を失った場合でも、その損失を補うことを可能にした一面もあった。⁷⁵⁾

74) 2011年6月30日、旧RC区出身90代男性。

75) カンボジア北東部の山地では休閑地に占有権を認める慣行がないことが、地元の人々が開発から土地を守ることを難しくしている一面もある。そこでは、地元の人々が、商品農作物を作付することで土地権を主張しつつ、収入を得ようとしてきたこと。その結果、常畑化が進み、焼畑の休閑期間をおく

内戦終息後のカンボジア山地世界における市場経済の浸透を、カンボジア北東部の山地を対象に論じた研究は、自給用の米を生産していた土地から、商品農作物を生産する土地へと土地利用が変容したことを取り上げ、考察している [Ironside 2013; Padwe 2011]。これにたいして、カンボジア西部のカルダモン山脈にあるオーサオム区では、単純に自給目的から商用目的へと土地利用が変わったわけではない。すなわち、オーサオム区での土地利用は、内戦前はカルダモンを商用の森林産物として生産した土地が、内戦後は自給用の米を生産する土地へ、そして、商品農作物を生産する土地へと変容していった。その過程では、内戦前は土地から生産されたカルダモンが商品化の対象とされていたのに対して、内戦後はカルダモンを生産してきた土地そのものが商品化の対象となった。カルダモン、土地、その両方を含む形で商取引の対象とされる自然資源の範囲は拡大した。

以上、本稿は、内戦前から内戦後までのカルダモン産地の歴史的な文脈をふまえて、どのような土地に権利が認められてきたのかを、「禁忌の森」の伐開と焼畑休閑地の取得の過程から読み解き、その過程で市場経済が浸透してきたことを跡付け、分析した。それが浮き彫りにした変動する環境と人間活動の関係性の全体像は、土地だけでなく、その土地から生産される森林産物を利用する人々の社会関係の変化を内戦終息後の市場経済化との関係からみていくことで、より理解できると考えられる。とりわけ、内戦前まで商取引されてきた森林産物の利用をめぐる社会関係は、内戦後の市場経済化のなかでどのように変わってきたのかを、内戦前から山地に住んでいた人々と、内戦後に低地から移住した人々との関係からみていくことは、筆者の今後の大きな課題としたい。

謝 辞

本研究の調査は松下幸之助記念財団（2010～12年）、日本学術振興会・特別研究費奨励費（課題番号24・7175）の助成を得て実施しました。現地調査は、カンボジア農林水産省森林局および環境省、CI, FFI, 王立プノンベン大学の職員、オーサオム区に住む人々から協力を頂きました。本稿は、京都大学東南アジア地域研究研究所共同利用・共同研究拠点「東南アジア研究の国際共同研究拠点」からの助成（2019～20年度）を得て構想しました。本稿の執筆にあたり小林知氏よりコメントを頂きました。本稿を改訂するにあたり匿名の査読者、編集委員会、井上真氏からコメントを頂きました。調査研究に協力を頂いた皆様に心より感謝を申し上げます。

参 照 文 献

邦語文献

天川直子. 1997. 「1980年代のカンボジアにおける家族農業の創設——クロムサマキの役割」『アジア経済』38(11): 25-49.

↘ ことで維持されてきた生態系に影響を及ぼしうることが指摘されてる [Ironside 2010: 11-12; Padwe 2011; 2017: 140].

- . 2001. 「農地所有の制度と構造——ボル・ポト政権崩壊後の再構築過程」『カンボジアの復興・開発』天川直子（編），151-211 ページ所収。千葉：アジア経済研究所。
- デルヴェール, ジャン. 2002. 『カンボジアの農民——自然・社会・文化』石澤良昭（監修）；及川浩吉（訳）。東京：風響社。（原著 Delvert, Jean. 1961. *Le paysan Cambodgien*. Paris: Mouton.）
- 初鹿野直美. 2010. 「伝統的課題と繰り返される失敗——失われつつあるカンボジア先住民の土地」『アジア研ワールド・トレンド』179: 12-15.
- 星川圭介；小林 知；百村帝彦. 2021. 「21世紀の開拓移住によるカンボジア南西部山地の変容——移住者による農地拡大過程に関するリモートセンシング分析」『東南アジア研究』59(1): 119-145.
- 石橋弘之. 2010. 「近現代カンボジアの社会変動下におけるカルダモン利用の動態——収穫現場の統率者、販売制度、保全活動をめぐる地域環境史」『東南アジア研究』48(2): 155-204.
- . 2014. 『カンボジア山村の救荒食——ヤムイモから見た食の自給の歴史と現在』東京：風響社。
- 上村未来. 2015. 「カンボジア人民党による土地問題への「対応策」——2013年総選挙における支持調達戦略として」『AGLOS: Journal of Area-Based Global Studies』Special Issue Edition 2014: 1-23.
- 小林 知. 2007. 「ボル・ポト時代以後のカンボジアにおける農地所有の編制過程——トンレサップ湖東岸地域農村の事例」『アジア・アフリカ地域研究』6(2): 540-558.
- . 2011a. 『カンボジア村落世界の再生』京都：京都大学学術出版会。
- . 2011b. 「序 市場経済化以降のカンボジアをめぐる研究視角」『市場経済以後のカンボジア経済活動の多面的な展開をめぐって』小林知（編），1-13 ページ所収。Kyoto Working Papers on Area Studies, No. 115, G-COE Series 113. 京都：京都大学東南アジア研究所。
- . 2021. 「生業からみた開発体制下のカンボジアの農村変容——ポーサット州での広域調査に基づく一考察」『東南アジア研究』59(1): 18-60.

外国語文献（英語・フランス語・クメール語）

- Andersen, Kirsten Ewers. 2011. *Communal Tenure and the Governance of Common Property Resources in Asia: Lessons of Experiences in Selected Countries*. Land Tenure Working Paper 20. Food and Agriculture Organization of the United Nations.
- Aymonier, Étienne. 1900. *Le Cambodge I; Le royaume actuel*. Paris: Ernest Leroux.
- Baird, Ian G. 2011. The Construction of 'Indigenous Peoples' in Cambodia. In *Alterities in Asia: Reflections on Identity and Regionalism*, edited by Leong Yiew, pp. 155-176. London: Routledge.
- . 2013. 'Indigenous Peoples' and Land: Comparing Communal Land Titling and its Implications in Cambodia and Laos. *Asia Pacific Viewpoint* 54(3): 269-281.
- Bourdier, Frédéric, ed. 2009. *Development and Dominion: Indigenous Peoples of Cambodia, Vietnam and Laos*. Bangkok: White Lotus Press.
- Cambodia, FA (Forestry Administration). 2006. *National Community Forestry Programme Strategic Paper*. Phnom Penh.
- . 2011. *Review and Recommendations on Improving the Guidelines Pertaining to Community Forest Management Plan Development*. Phnom Penh.
- Cambodia, MAFF (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries). 2010. *National Forest Programme 2010-2029*. Phnom Penh.
- Cambodia, NISMP (National Institute of Statistics, Ministry of Planning). 2009. *General Population Census of Cambodia 2008 National Report on Final Census Results*. Phnom Penh.
- Cambodia, RGC (Royal Government of Cambodia). 2001. *Land Law*. Phnom Penh.
- . 2002. *Forestry Law*. Phnom Penh.
- Cambodia OCPFC (Ou Saom Commune Protected Forest Community). 2007. *Lekkhantikah Sahakom Nei Prei Ka Pea: Sahakom Nei Prei Ka Pia Khum Ou Saom Srok Veal Veng Khaet Pothisat* [Protocol on Protected Forest Community: Ou Saom Commune Protected Forest Community Veal Veng District, Pursat Province]. Supported by Fauna & Flora International Cambodia Crocodile Conservation Program (FFI-Forestry Administration). Phnom Penh. (In Khmer)
- Chann, Sopheak. 2020. Making Place and Creating Frontiers: Examining Land and Resource Struggles in Cambodian Post-conflict Resource Landscapes. *The Geographical Journal* 186(3): 262-275.
- Daltry, Jenny C., ed. 2002. *Social and Ecological Surveys of the Veal Veng Wetland, Cardamom Mountains, Cambodia, with Special Reference to the Conservation of the Siamese Crocodile*. Phnom Penh: Fauna & Flora International

- Cambodia Programme.
- Forest, Alain. 1980. *Le Cambodge et la colonisation française: Histoire d'une colonisation sans heurts (1897–1920)*. Paris: L'Harmattan.
- Fox, Jefferson. 1997. Customary Land-use Practices and Resource Tenure Systems among Krung and Tampuen Communities in Northeastern Cambodia: Social Forestry as a Vehicle for Redefining Resource Management Institutions in Cambodia. Honolulu: East-West Center.
- Fox, M. 2007. *Socio-Economic Studies of Phnom Samkos Wildlife Sanctuary, 2004–2006*. Phnom Penh: Cardamom Mountains Wildlife Sanctuaries Project, Ministry of Environment and Fauna & Flora International.
- Hammond, Ben; and Hor, Leng. 2002. Socio-Economics, Natural Resource Use and Human Needs in O'Som Commune, Veal Veng District, Pursat Province, Cambodia. In *Social and Ecological Surveys of the Veal Veng Wetland, Cardamom Mountains, Cambodia, with Special Reference to the Conservation of the Siamese Crocodile*, edited by Jenny C. Daltry, pp. 61–86. Phnom Penh: Fauna & Flora International Cambodia Programme.
- Hot, Chanthy. 2008. *Conservation Stewards Program Socio-Economic Report O'som Commune, Veal Veng District, Pursat Province*. Phnom Penh: Conservation International.
- Ironside, Jeremy. 2010. The Outbreak of Peace: Communal Land Management and Traditional Governance in a Remote Cambodian Province. Presented at the CAPRI Workshop on Collective Action, Rights, and Conflict in Natural Resources Management, Siem Reap.
- . 2013. Thinking Outside the Fence: Exploring Culture/Land Relationships: A Case Study of Ratanakiri Province, Cambodia. PhD thesis, University of Otago.
- Ironside, Jeremy; Hammond, Ben; and Hor, Leng. 2002. *Integrating Production with Conservation: Agriculture and Natural Resource Use in O'Som Commune, Veal Veng District, Pursat Province, Cambodia, 13–24 February 2002*. Phnom Penh: Fauna & Flora International Cambodia Programme and Department of Forestry & Wildlife.
- Isara, Choosri. 2002. Dialects of Chong. *The Mon-Khmer Studies Journal* 32: 55–70.
- Ishibashi, Hiroyuki; Inoue, Makoto; and Tanaka, Motomu. 2015. Historical Change in the Traditional Use of Forests and Its Association with Belief in Tiger Spirits in the Cardamom Mountains, Cambodia: The Impact of War and Wildlife Trade on the Relationship between Humans and Tigers. *TROPICS* 24(3): 119–138.
- Martin, Marie Alexandrine. 1997. *Les Khmers Daeum, "Khmers de l'origine": Société montagnarde et exploitation de la forêt. De l'écologie à l'histoire*. Paris: Presses de l'École française d'Extrême-Orient.
- Milne, Sarah. 2013. Under the Leopard's Skin: Land Commodification and the Dilemmas of Indigenous Communal Title in Upland Cambodia. *Asia Pacific Viewpoint* 54(3): 323–339.
- Momberg, Frank; and Daltry, Jenny. C. 2000. General Introduction. In *Cardamom Mountains Biodiversity Survey 2000*, edited by Jenny C. Daltry and Frank Momberg, pp. 13–30. Cambridge: Fauna & Flora International.
- Momberg, Frank; Weiler, Hunter; and Hadrke, Marcus. 1999. Introduction. In *Conservation Status of the Cardamom Mountains in Southwestern Cambodia: Preliminary Studies*, edited by Frank Momberg and Hunter Weiler, pp. 6–10. Hanoi: Fauna & Flora International-Indochina Programme.
- Padwe, Jonathan. 2011. Cashews, Cash and Capitalism in Northeast Cambodia. In *Cambodia's Economic Transformation*, edited by Caroline Hughes and Kheang Un, pp. 110–135. Copenhagen: NIAS Press.
- . 2017. Cambodia's Highlanders: Land, Livelihoods, and the Politics of Indigeneity. In *The Handbook of Contemporary Cambodia*, edited by Katherine Brickell and Simon Springer, pp. 134–145. London and New York: Routledge.
- Rungswasdisab, Puangthong. 1995. War and Trade: Siamese Interventions in Cambodia, 1767–1851. PhD thesis, Department of History and Politics, University of Wollongong.
- Schliesinger, Joachim. 2011. *Ethnic Groups of Cambodia, Volume 2: Profile of Austro-Asiatic-Speaking Peoples*. Bangkok: White Lotus Press.
- Swift, Peter; and Cock, Andrew. 2015. Traditional Khmer Systems of Forest Management. *Journal of the Royal Asiatic Society* 25(1): 153–173.

(2021年5月12日 掲載決定)